風水害対策編

第１章　風水害応急対策計画

第１節　応急活動体制

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の危険性の予測をし、迅速な災害応急対策が実施できるよう必要な職員を動員し、万全を期するものとします。

第１　活動体制

１　体制の種別及び配備基準

（１）風水害・土砂災害

配備区分	配備基準（風水害等）	活動内容	災害対策本部
待機体制	○気象情報が発表され、警報になる可能性が高い場合 ○気象警報が発表された場合 ○台風が接近し、災害発生が予想される場合 ○その他防災地域支援課長が必要と認めた場合	○防災担当職員が気象情報を収集するとともに、警戒体制へ円滑に移行できるように準備する。	設置しない。
警戒体制			
第１配備	○気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合 ○大雨警報（浸水、土砂災害）が発表された場合	○巡回による監視活動で情報を収集し、気象情報を分析して、第２配備への移行に備える。 ○自主避難場所を開設又は開設に備える。	設置しない。
第２配備	○土砂災害警戒情報の対象区域となった場合。 ○高齢者等避難、避難指示を発令する場合 ○災害が発生した場合又は大規模災害が予想される場合 ○特別警報の発表が予想される場合	○応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動。 ○指定緊急避難場所を開設又は開設に備える。 ○災害が発生した場合は、指定避難所を開設。 ○応急措置を実施するとともに、情報を収集して非常体制への移行に備える。	避難指示を発令する場合は設置する。
非常体制	○大規模な災害が発生した場合 ○特別警報が発表された場合	○組織及び機能の全てを挙げて活動。	設置する。

（２）小川町災害対策本部の設置

町長は、必要があると認めた場合は、本計画及び本部条例に基づき本部を設置します。

ア　本部設置の通知等

本部の設置及び配備体制が決定された場合は、職員に対し直ちにこの旨を庁内放送又は電話、登録制メールにより周知するとともに、次に掲げる機関に通知します。

町民に対しては、町のホームページ、登録制メール等で周知します。

（ア）県知事

（イ）川越比企地域振興センター所長

（ウ）比企広域消防本部　小川消防署長

（エ）比企広域市町村圏組合　小川消防団長

（オ）小川警察署長

（カ）比企医師会長

（キ）小川赤十字病院長

（ク）その他町長が必要と認める機関の長及び報道機関

イ　本部の閉鎖

災害拡大のおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を閉鎖します。なお、本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理します。

ウ　本部の設置場所

本部の設置場所は、役場庁舎内とします。ただし、役場庁舎の被災状況により設置できないと判断した場合は、リリックおがわ又は公民館等の町施設に本部を設置するとともに、参集職員に明示します。

エ　本部の組織

（ア）本部の組織

災害対策本部は、災害対策本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長）、本部員（各課長、災害医療コーディネーター、小川消防署長、小川消防団長、その他町長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織します。

本部に本部事務局、総務部、情報収集財政部、物資部、調査部、福祉医療部、応急復旧部、建物対策部、上下水道部、環境対策部、教育部、議会部を置きます。

なお、その他町長が認めた者とは、小川警察署長、比企医師会長、小川赤十字病院長その他の機関の長とします。

また、必要に応じ、現地災害対策本部及び保健医療調整本部を設置します。

オ　分掌事務

（ア）本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定します。

（イ）部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたります。

（ウ）現地対策本部

現地対策本部は、その区域における被災状況を把握して本部に連絡するとともに、災害応急対策の実施にあたります。

【現地対策本部の所管事務】

① 被災地における防災関係機関との連絡調整
② 災害応急対策
③ 本部への応急対策の実施状況等の報告
④ 防災基地の開設
⑤ 救援物資の受入れ、配分
⑥ 安否情報、災害情報の収集、提供
⑦ ボランティアセンターとの連絡調整
⑧ その他災害応急対策に必要な事務

（エ）保健医療調整本部

保健医療調整本部は、医療拠点（小川赤十字病院）に設置し、医療救護活動を統括します。

カ　職務

（ア）本部長は、本部の事務を総括し、部署の職員を指揮監督します。
（イ）副本部長は、本部長を助け、本部長に事故のあるときはその職務を代理します。
（ウ）本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督します。
（エ）現地対策本部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督します。

キ　本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定します。

（ア）本部の配備体制に関すること
（イ）災害救助法の適用に関すること
（ウ）県等に対する応援要請に関すること
（エ）県等との連絡調整に関すること
（オ）自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
（カ）現地対策本部長に対する事務の委任に関すること
（キ）その他重要な災害対策に関すること

ク　各部の主な業務

各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は事務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、各部ごとに部内の事務又は業務を遂行するにあたっての具体的な処理方法を協議し、所属職員各自の責任分担を定めておくものとします。

また、必要に応じて他部の行う事項について応援を分掌するものとします。

部名（部長）	担当課	主な業務
本部（町長）	全課	○災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定すること
本部事務局 （防災地域支援課長）	防災地域支援課	○本部の設置、運営に関すること ○各部への情報伝達に関すること ○各部からの情報収集に関すること
総務部 （防災地域支援課長）	防災地域支援課 総務課 町民課 生涯学習課 会計課	○町民への情報伝達に関すること（防） ○各部への情報伝達に関すること（防） ○各部からの情報収集に関すること（防） ○災害に関する広報全般に関すること（総） ○報道機関に対する発表に関すること（総） ○通勤、通学者に対する情報提供に関すること（総） ○避難誘導員の調整に関すること ○指定緊急避難場所の開設に関すること ○指定避難所等の開設、運営に関すること ○避難者の支援に関すること ○消防法に規定する危険物安全確保に関すること ○高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること ○県、国からの指示及び県、国への要請並びに連絡調整に関すること ○他の市町村への要請及び連絡調整に関すること ○指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること（防） ○罹災証明書、被災証明書の受付・発行に関すること（防） ○災害救助事務（災害救助法、被災者生活再建支援制度等）に関すること（防） ○帰宅困難者への支援に関すること ※（防）＝防災地域支援課 （総）＝総務課
情報収集財政部 （政策推進課長）	政策推進課	○町民からの情報収集に関すること ○町民からの問い合わせ対応に関すること ○区長への連絡に関すること ○車両の確保に関すること ○安否情報の収集、提供に関すること ○災害対策予算に関すること ○指定緊急避難場所、指定避難所等の開設・運営の支援に関すること ○町義援金品の受入れに関すること

部名（部長）	担当課	主な業務
物資部 （にぎわい創出課長）	にぎわい創出課	○食料、飲料水及び生活必需品の調達、仕分け、配分に関すること ○食料、飲料水及び生活必需品の集積地の指定及び管理に関すること ○救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること ○輸送手段の調達、輸送事業者との連絡調整に関すること ○物資の輸送に関すること ○指定管理者との連絡調整に関すること
調査部 （税務課長）	税務課	○町内の被害状況調査に関すること ○被災家屋等の被害認定調査に関すること
福祉医療部 （健康福祉課長）	健康福祉課 長生き支援課 子育て支援課	○避難行動要支援者対策に関すること ○医療班の編成、派遣に関すること ○医療、助産に関すること ○医薬品の確保、供給に関すること ○福祉避難所の開設、運営に関すること ○感染症予防に関すること （浸水家屋等の消毒を含む） ○ボランティアに関すること ○小川赤十字病院・比企医師会との連絡調整に関すること ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○赤十字奉仕団との連絡調整に関すること ○民生委員・児童委員との連絡調整に関すること ○災害見舞金及び義援金の支給に関すること ○災害援護資金貸付に関すること ○保育園児の安全確保並びに保健衛生に関すること
応急復旧部 （建設課長）	建設課	○道路、橋梁等の応急対策に関すること ○河川の応急対策に関すること ○緊急輸送道路の障害除去に関すること
建物対策部 （都市政策課長）	都市政策課	○被災宅地危険度判定に関すること ○応急仮設住宅の建設に関すること ○被災住宅の応急修理に関すること
上下水道部 （上下水道課長）	上下水道課	○応急給水の計画、広報に関すること ○給水拠点への給水に関すること ○浄水場、配水場の応急対策に関すること ○水道管の応急対策に関すること ○下水道施設の応急対策に関すること

部名（部長）	担当課	主な業務
環境対策部 （環境農林課長）	環境農林課	○仮設トイレに関すること ○環境対策に等に関すること ○災害等による廃棄物の処理に関すること ○農林施設の応急対策に関すること ○水質汚濁防止に関すること ○放射性物質の安全確保に関すること ○動物愛護、猛獣対策に関すること
教育部 （学校教育課長）	学校教育課	○児童及び生徒の安全確保並びに保健衛生に関すること ○学用品の確保、調達に関すること ○給食費の減免措置に関すること ○指定緊急避難場所の開設、運営に関すること（総務部の応援） ○指定避難所の開設、運営に関すること（総務部の応援）
議会部 （議会事務局長）	議会事務局	○議会への連絡に関すること

※町職員の配備体制ごとの動員計画は、小川町災害対策職員動員計画を参照

（３）職員の勤務管理、健康管理及び給食等

ア　各部長及び現地対策本部長は、本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとります。

イ　本部は各部、現地対策本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行います。

ウ　総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼します。

エ　各部及び現地対策本部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、総務部と連携をとります。

２　災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、本計画の本章各節に定めるところによるが、その活動にあたっては、次に掲げる項目について遺憾なきを期するものとします。

（１）待機体制の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置前の措置	○気象状況の把握及び分析 ○気象情報の迅速な伝達及び庁内広報 ○県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の指示 ○命令の伝達及び徹底 ○災害対策庁内会議の開催
災害用備蓄資器材の確認	○災害対策用物資及び器材の確認 ○医薬品及び医療資器材の確認 ○防疫薬品及び防疫資器材の確認

（２）警戒体制第１配備の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置前の措置	○気象状況の把握及び分析 ○気象情報の迅速な伝達及び庁内広報 ○県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示 ○命令の伝達及び徹底 ○災害対策庁内会議の開催
災害用備蓄資器材の確認	○災害対策用物資及び器材の確認 ○医薬品及び医療資器材の確認 ○防疫薬品及び防疫資器材の確認
水防活動	○配備体制の指示 ○水防指令の徹底 ○水防資器材の点検整備及び輸送 ○雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報 ○水防機関との連絡強化 ○水防管理団体への協力要請
避難対策	○自主避難所の開設又は開設準備
本部の設置準備	○県及び他市町村との連絡調整 ○本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保 ○指定緊急避難場所等の開設準備

（３）警戒体制第２配備の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置前の措置	○気象状況の把握及び分析 ○気象情報の迅速な伝達及び庁内広報 ○小川消防団の連絡員の配置 ○小川消防署の連絡員の配置 ○災害医療コーディネーターとの調整 ○県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示 ○命令の伝達及び徹底 ○本部員となるべき課（局）長による災害対策庁内会議の開催
災害用備蓄資器材の確認	○災害対策用物資及び器材の確認 ○医薬品及び医療資器材の確認 ○防疫薬品及び防疫資器材の確認
水防活動	○配備体制の指示 ○水防指令の徹底 ○水防警報等の伝達及び通報 ○水防資器材の点検整備及び輸送 ○雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報 ○水防機関との連絡強化 ○避難、立退き及び警戒区域の設定 ○水防管理団体への協力要請 ○警察官の出動要請
情報連絡活動	○情報連絡体制の確立 ○被害状況の迅速的確な把握 ○被害速報の集計及び報告 ○災害情報の整理 ○水防情報の把握及び取りまとめ ○災害情報の各課及び防災関係機関への伝達及び通報 ○気象情報の把握及び伝達 ○命令の伝達 ○警察等の災害情報との照合
災害広報	○災害情報及び災害対策の報道機関への発表 ○災害情報及び災害対策の庁内放送 ○災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集
避難対策	○避難情報の発令及びその周知徹底 ○指定緊急避難場所の開設又は開設準備 ○指定避難所、福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設の開設準備又は開設 ○避難状況の把握（避難所外避難者含む）

活動内容	具体的な活動内容
本部の設置準備	○県及び他市町との連絡調整 ○本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保 ○本部員となるべき課（局）長による災害対策庁内会議の開催

（４）非常体制の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置時の措置	○本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 ○報道機関に本部設置の発表 ○県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡 ○応急対策用車両の確保 ○本部の配備状況の把握 ○被害速報の収集及び報告（人的及び住家の被害速報の優先） ○保健医療調整本部の設置と連絡調整員の配置
本部会議	○災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討 ○災害の規模及び動向の把握 ○救助法の適用等災害対策の協議決定 ○本部長指令 ○自衛隊災害派遣要請 ○災害対策の調整 ○配備体制の変更及び本部の閉鎖
水防活動 情報連絡活動 災害広報	○警戒体制の活動要領による
初動班の派遣	○初動班の編成指示 ○初動班の編成 ○初動班の派遣
避難対策	○避難情報の発令及びその周知徹底 ○指定避難所、福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設の開設 ○避難状況の把握（避難所外避難者含む）
機動力及び輸送力の確保	○災害対策車両の確保 ○道路橋梁の現状把握 ○町道における倒木等の障害物除去 ○道路交通の確保
自衛隊災害派遣要請の要求等	○水防活動 ○防疫給水活動 ○被災者の捜査及び救助 ○孤立地帯の偵察及び救援

活動内容	具体的な活動内容
救助法適用対策	○被害状況の実態把握 ○救助法の適用基準該当の有無判定 ○救助の種類の判定 ○災害救助実施計画の策定 ○救助法に基づく救援活動
食料の応急対策	○災害用応急米穀等の調達あっせん ○副食物等の調達あっせん ○乾パンの調達あっせん ○野菜、魚介類の需給調整
被服、寝具等生活必需品の調達あっせん	
給水対策	○給水源の確保及び給水 ○給水用器材及び容器の確保
防疫医療助産対策	○応急医療助産活動 ○食品衛生対策 ○防疫薬剤等の調達及びあっせん ○医薬品、衛生資器材の調達及びあっせん ○防疫環境衛生対策
農林応急対策	○水防活動（浸水、洪水防除を含む。） ○農林被害の把握 ○家畜伝染病の防除 ○森林病害虫の防除 ○農林被害技術指導対策
土木応急対策	○水防活動 ○土木関係被害の把握 ○道路交通応急対策 ○低地域浸水の防除対策 ○危険地域における地すべり崖崩れ被害防止対策の徹底
被災者見舞対策	○被災者（死亡、行方不明及び全壊半壊家屋等）見舞のための職員の派遣 ○被災者（死亡、行方不明及び全壊半壊家屋等）への見舞金等の措置
被災者に対する生活確保対策	○被災者の住宅対策 ○世帯更正資金対策 ○農林畜水産業復旧対策 ○租税及び学校授業料減免対策 ○商工業復旧対策 ○土木教育公共施設関係災害復旧対策 ○見舞金及び義援金品の受入れ及び配布 ○被災者生活再建支援法関係

３　職員の配備体制

（１）町職員の配備体制ごとの動員計画は、小川町災害対策職員動員計画によります。

（２）動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行います。

ア　勤務時間内

庁内放送及び電話等で行います。

イ　勤務時間外

緊急連絡網に基づき、電話又は登録制メール等で行います。

ウ　防災地域支援課長は、比企広域消防本部小川消防署長、小川消防団長、小川警察署長へ配備決定を連絡します。

（３）情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により参集するものとします。

ア　職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めます。

イ　職員は、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁します。

（４）非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの下記アに掲げる場所に非常参集します。

参集後、本部長及び部長等の指示に従い初期対応に備えることとしますが、所定の配備につくことができない職員は、参集可能な場所において本部の指示に従うものとします。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所定の場所に参集するよう努めます。

ア　非常参集場所

（ア）防災中枢拠点：町役場

（イ）防災地区拠点：リリックおがわ、大河・竹沢・八和田公民館

（ウ）職員在住の市町村役場又は防災関係機関（県の機関、消防署、警察署）

イ　非常参集体制

職員は、あらかじめ定められた職員防災マニュアルにより、非常参集します。

なお、このマニュアルは、職員の居住分布、交通が途絶した場合の参集方法や参集場所を考慮するとともに、参集訓練等で訓練しておくものとします。

第２　相互協力（総務部、社会福祉協議会）

１　市町村間の相互応援

（１）他市町村への応援要請

町は、町の地域に係る必要な措置を実施するため、他市町村に対して応援を求めることができます（災対法第 67 条及び相互応援協定）。

その判断の基準は、おおむね次のような事態に際して行うものとします。

【要請の判断】
・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急活動が行えると判断されるとき。
・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

（２）**隣接市町村との相互協力**

災害時において、災害応急対策活動の万全を期すため、町は比企広域市町村圏組合の構成市町村及び隣接市町と相互に応援協力の協定を締結しています。

ア　応援を求める場合の要領

町は、応援市町村に対して必要事項を明らかにし、電話等により要請を行います。

イ　知事の指示による応援協力

町は、県から隣接市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣します。

２　県及び指定地方行政機関等への応援要請

町の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、県統括部に対して、以下に示す事項を明記した文書をもって要請します。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付します。

（１）県に応援要請又は応急措置の実施の要請を求める場合は、以下の事項を明らかにして要請します。

ア　災害の状況
イ　応援（応急措置の実施）を要請する理由
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援（応急措置の実施）を必要とする場所
オ　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置の内容）
カ　その他の必要事項

（２）指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣のあっせんを知事に求める場合は、以下の事項を明らかにして要請します。

ア　派遣又は派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他参考となるべき事項

（３）ＮＨＫさいたま放送局等に放送要請を行う場合は、以下の事項を明らかにして要請

します。
ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　希望する放送日時及び送信系統
エ　その他必要な事項

（４）消防庁長官に緊急消防援助隊の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにして要請します。
ア　災害の状況（負傷者及び要救助者の状況）及び応援要請の理由
イ　派遣を必要とする期間（予定）
ウ　応援要請を行う消防隊の種別及び人員
エ　町への進入経路及び集結場所（待機場所）
オ　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

３　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができます。

・１次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は、県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村へ派遣。

・２次要請（全県支援）　想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対　象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	―	

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するように努めます。

４　防災関係機関との相互協力

町は、災害の規模等、必要に応じて指定地方行政機関、公共機関等と連携し、被害の軽減に努めます。

（１）責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じます。

（２）活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておきます。

イ　職員の派遣

本部長は、災害応急対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請します。

５　要員確保

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて作業員を確保し、労働力の供給に万全を期するものとします。

（１）労働力の確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に対して、必要最小限の労働者の確保によって行います。

ア　被災者の避難
イ　医療及び助産における移送
ウ　被災者の救出
エ　飲料水の供給
オ　救助用物資の整理分配及び輸送
カ　遺体の捜索
キ　遺体の処理
ク　緊急輸送路の確保

（２）災害救助法が適用された場合の費用等

雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに

実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示 393 号)」の範囲内において県に請求できます。

６　応援受入れ体制

他市町村、県等に対し応援要請を行った際には、応援部隊及び応援職員の活動が円滑に実施できるようにするため、防災関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整えます。

（１）国、県、他市町村の職員受入れ体制

ア　受入れ体制の整備

（ア）情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にするとともに、応援部隊及び応援職員が被災地で活動するための活動拠点、宿泊地等を選定します。

（イ）町の地図等、地域及び被害に関する情報等の提供を行い、応援部隊の活動が円滑に行われるよう努めます。

（ウ）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

イ　応援受入れの対応

応援部隊及び応援職員の受入れ対応として、以下の内容を明確にします。

（ア）受入れ窓口

（イ）応援の範囲又は区域及び制約条件

（ウ）担当業務

（エ）応援の内容

（２）緊急消防援助隊の受入れ体制

ア　調整本部の設置

被災地域が町域のみである場合、町に緊急消防援助隊の調整本部を設置します。なお、被災地域が複数の市町村である場合は、県が調整本部の設置を行います。

イ　消防隊の受入れ

調整本部は以下に示す受入れ体制の整備を行い、応援部隊の円滑な受入れを図ります。

（ア）応援消防隊の誘導方法

（イ）応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

（ウ）活動拠点の確保

７　ボランティア団体等との相互協力

町は、災害発生後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターを設置します。

（１）受入れ窓口の設置

専門ボランティアは町が、個人、企業、ＮＰＯ等の団体のボランティアは社会福祉協議会が、それぞれ窓口を設置し、受入れを行います。

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会及びボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地域におけるボランティアのコーディネート業務を行います。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請します。

（２）活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が効率的かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターをパトリアおがわ（総合福祉センター）に開設するとともに、必要に応じて公共施設をボランティアの活動拠点として提供します。

第３　自衛隊の災害派遣（総務部、自衛隊）

１　自衛隊の派遣要請

町は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行います。

（１）派遣要請

町長は、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼します。

（２）依頼要領

ア　担当部署

自衛隊の派遣要請依頼に関する手続は、総務部が行います。

イ　依頼方法

町長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行います。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達します。

【 依頼要領 】

提出先		埼玉県　危機管理防災部　危機管理課（危機管理担当）
提出部数		3 部
記載事項		○災害の状況及び派遣を要請する理由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となるべき事項
連絡先	勤　務 時間内	埼玉県　危機管理防災部　危機管理課（危機管理担当） TEL　048-830-8131 FAX　048-830-8129
	勤　務 時間外	埼玉県　危機管理防災部　当直 TEL　048-830-8111 FAX　048-830-8119

（３）災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次に示すとおりとします。

【 自衛隊の災害派遣要請の範囲 】

項　目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助及び搬送 （ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車及び防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 （ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の救急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救護物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年 1 月総理府令 1 号)」による （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない）
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

（４）派遣部隊等の受入れ

町長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに下記により自衛隊受入れの体制を整えます。

ア　緊密な連絡体制

町、県、警察、消防機関等と派遣部隊の移動、現地立入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密な連絡体制を構築します。

イ　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するように配慮します。

ウ　作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮します。使用機材については、被害の状況により、自衛隊と連絡を密にし、自衛隊所有機材以外については町において調達します。

エ　自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にします。

オ　派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、本部事務室、宿舎、材料置場、駐車場、ヘリコプター発着場等の準備を行います。

【 派遣部隊の受入れ内容 】

受入れ場所	総合運動場　所在：小川町大字高谷 141-１
ヘリコプター発着地	同上
使用機材	被害状況により、自衛隊と連絡を密にし、自衛隊所有機材以外については町において調達します。

（５）派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、知事、派遣部隊の長等と協議して実施します。

（６）経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとします。

ア　派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等

エ　派遣部隊の救助活動の実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償

オ　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議

２　自衛隊の自主派遣

（１）自主派遣の要件

自衛隊の災害派遣は知事からの要請を原則としますが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがあります。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達します。

ア　大規模な災害が発生した場合、情報収集のための部隊の派遣

イ　通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣

ウ　災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

（２）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければなりません。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令

イ　他人の土地等の一時使用等

ウ　現場の被災工作物等の除去等

エ　町民等を応急措置の業務に従事させること

第４　災害救助法の適用（総務部）

１　災害救助法の概要

知事は、町域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用し、応急的に必要な施策を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ります。

（１）救助の実施機関

救助の実施については、法定受託事務として知事が行うこととされています。

（２）救助法の種類及び職権の委任

災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものです。

災害救助法に定める救助の種類は、以下の表に示すとおりです。

なお、知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができ、県では、次のとおり救助に関する一部の職権を町長にあらかじめ委任しています。

【 救助の種類と実施者 】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7 日	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内着工	対象者、敷地の選定：町

救助の種類	実施期間	実施者
		設置：県(ただし、委任されたときには町)
炊出しその他による食品の給与	7 日	町
飲料水の供給	7 日	町
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日	町
医療及び助産	14 日以内(ただし、助産分娩した日から 7 日間)	医療班派遣：県及び日赤県支部（ただし、委任されたときは町)
被災者の救出	3 日	町
住宅応急修理	3 ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書　　1 ヶ月 文房具　　15 日	町
埋葬	10 日	町
死体の捜索	10 日	町
死体の処理	10 日	町
障害物の除去	10 日	町

（注）期間については、全て災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で実施期間を延長することができます。

（３）県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければなりません。

（４）追加委任された場合の対応

知事が被害程度の把握及び救助を迅速に実施するため、又はその他必要と認め、町長に新たに救助を委任したときは、委任基準、委任事項及び役割分担について、相互の業務を明確にした上で実施します。

（５）費用

知事が直接に当該救助を実施することが困難で、その救助を町長に委任した場合の救助の費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

２　災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、町域を単位に原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものです。

（１）適用・実施の流れ

【 原則 】

町長は、被害状況の調査、把握に努め、知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定します。

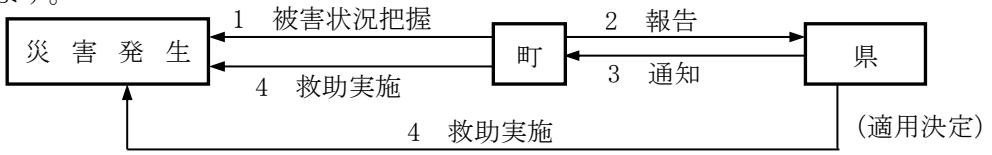

【 災害事態が急迫している場合 】

■災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができます。
■この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければなりません。

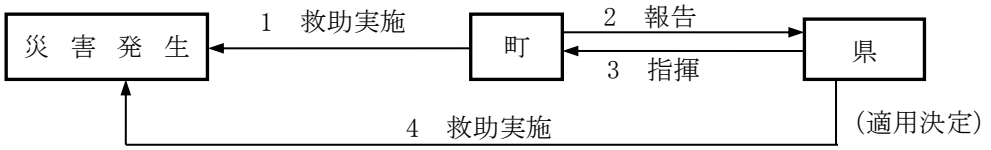

（２）適用基準

災害救助法による救助は、町単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに実施します。

小川町の人口（令和４年１月１日現在）28,647 人	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上　15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上　30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上　50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

ア　町における住家の被害が上の表の左欄に掲げる人口に応じ、当該右欄の被害世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は 2 世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は 3 世帯をもって、住家の滅失した 1 世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき

イ　被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が 2,500 世帯以上であって、その市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき

ウ　被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 12,000 世帯以上であって、市町

村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

３　災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施します。

※資料５－３　小川町災害対策本部条例
※資料５－４　災害時における応援協定一覧
※資料５－26　災害救助法による救助の程度、方法及び期間について
※資料６－７　自衛隊への派遣要請様式

第２節　応急措置等

第１　町長等の応急措置（本部、本部事務局、各部、県）

１　応急措置

町長は、町内に災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、防災関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めます。

２　従事命令等

（１）町長は、災害が発生した場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が町民の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して応急活動を行います。

ア　災害を受けた児童及び生徒の応急教育
イ　施設及び設備の応急・復旧
ウ　清掃及び防疫その他保健衛生
エ　犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持
オ　緊急輸送の確保
カ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止

（２）町長は、（１）の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋及び物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋及び物資の所在する場所、又は保管する場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとります。

（３）町長及びその他の執行者が実施する従事命令又は協力命令は、次に掲げるところにより執行します。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業 水防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項 水防法第 24 条	消防吏員又は消防団員、水防管理者、水防団長、水防機関の長
災害救助作業 （救助法適用救助）	従事命令	救助法第 7 条	知事
	協力命令	救助法第 8 条	
災害応急対策作業 （除災害救助）	従事命令 協力命令	災対法第 71 条	知事
災害応急対策作業 （全 般）	従事命令	災対法第 65 条第 1 項	町長
		災対法第 65 条第 2 項	警察官

（４）従事命令等の対象者は次に掲げる範囲とします。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	町域内の住民、又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業 （救助法、災対法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及び従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶業者
災害救助その他の作業 （知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 （災対法による町長、警察官の従事命令）	町域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 （警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者

（５）公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令及び収用命令を発する場合においては、公用令書を交付して行います。

（６）損害補償

ア　保管、管理、使用及び収用の処分によって通常生ずる損失に対しては、補償を行います。

イ　従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償します。なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、実費を弁償します。

ウ　従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償します。

３　知事による応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合に、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を町長に代わって実施します。

（１）警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入を制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること
（２）応急措置に必要な他人の土地、建物及びその他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木及びその他の物件を使用し、若しくは収容すること
（３）応急措置に支障のある工作物等の除去
（４）町の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること

第２　警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしているときは、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際、町長又はその権限を代行する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができます。

（１）警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令
（２）区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用及び応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等
（３）区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事

第３　指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

（１）指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、町及び県の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講じます。
（２）前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示します。

第４　指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

（１）指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じます。
（２）指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は地域防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることを要請します。

第５　県防災ヘリコプター出場要請計画（総務部）

町長は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、知事に対しヘリコプターの派遣を要請します。

（１）緊急患者等の搬送
（２）救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
（３）災害対策従事者の輸送
（４）その他の緊急輸送

※資料２－９－１　小川町臨時ヘリポート候補地
※資料２－９－２　飛行場場外離着陸場
※資料５－６　埼玉県防災ヘリコプター応援協定

第３節　情報の収集・伝達

町域において、災害が発生した場合、応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供、町民の相談を受付ける窓口設置等に関する計画を定めます。

第１　情報連絡体制（各部共通）

１　連絡網体系図

災害時における情報連絡系統は、次のとおりです。

【 災害情報連絡体制の全体構成 】

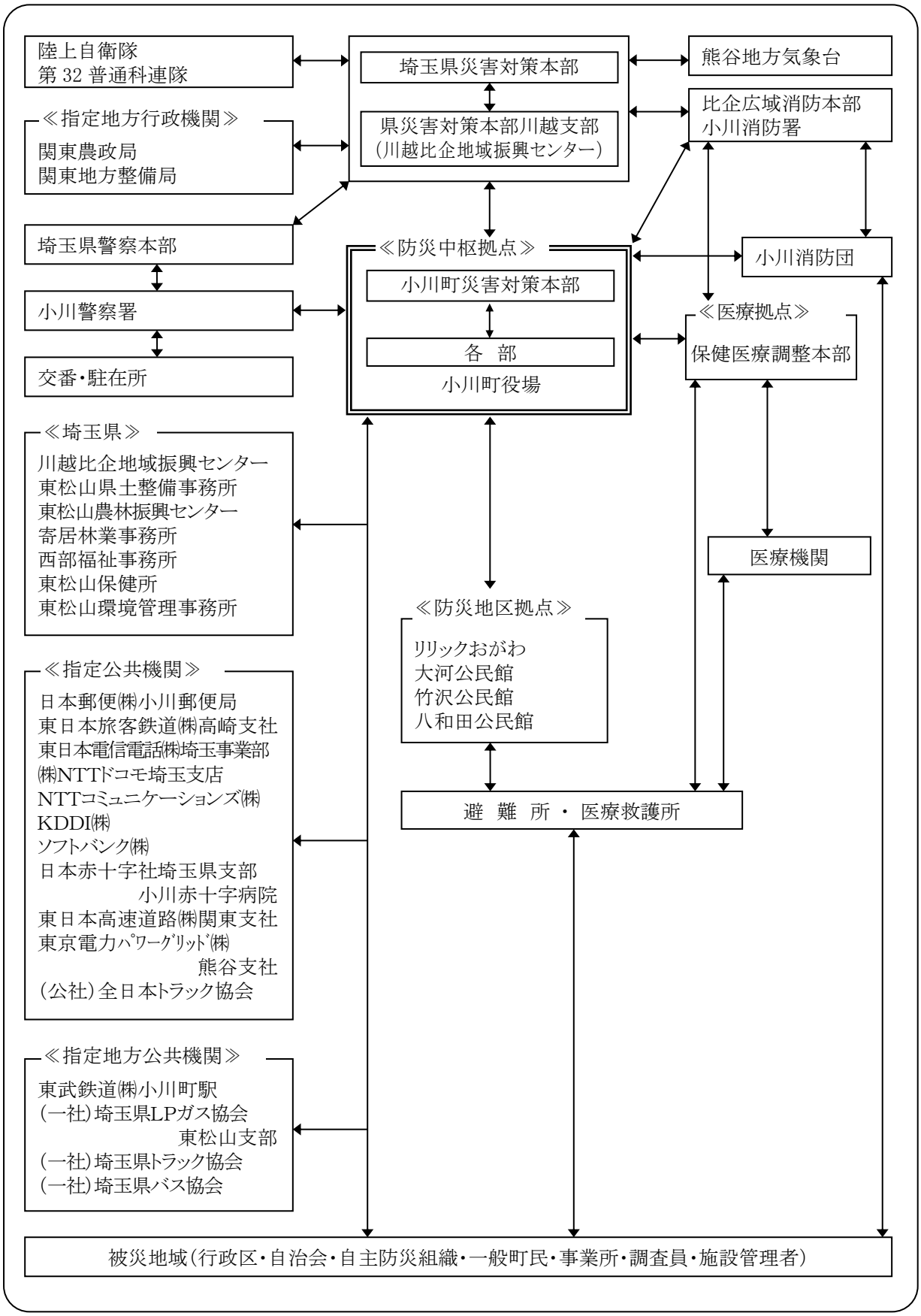

２　連絡手段

災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定めます。

（１）災害通信の運用方針

災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施します。

（２）町本部と町の各機関との通信手段

災害により電話回線が途絶し、町と町の各機関との通信が途絶えた場合、本部事務局は、関係各部の協力を得て、移動系の防災行政無線を携帯した連絡員を町の各機関に派遣します。派遣に際しては道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車及び徒歩の方法を選択するものとします。

また、避難所との通信手段は電話回線を主体としますが、通信が途絶した場合は、上記と同様の方法で移動系防災行政無線を配置し、通信を確保するものとします。

なお、消防無線は、消防活動の程度により可能な場合に使用します。

（３）国、県、防災関係機関等との通信手段

町と県との通信手段は、有線通信及び県防災行政無線（地上系、衛星系）を使用し、情報連絡を実施します。

（４）非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用します。また、加えて、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができます。

【 非常通話及び緊急通話等 】

非常通話及び非常電報	非常通話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施するものとします。
緊急通話及び緊急電報	緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施するものとします。

（５）通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保します。

（６）使者の派遣

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとします。

第２　災害情報の収集体制（各部、各施設管理者、防災関係機関）

災害に関する各種被害情報等については、防災関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急・復旧状況の災害情報を迅速かつ的確に把握します。

１　災害情報の収集・報告

（１）災害情報の収集

災害発生直後の情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び相互応援派遣要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、以下の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集します。

なお、災害情報の収集、統括及び県等への報告に係る情報統括責任者を本部事務局長とします。

ア　防災拠点からの情報収集

イ　消防団、行政区・自治会、自主防災組織からの情報収集

ウ　その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求め災害情報を収集します。また、インターネットや町民等により発信されるＳＮＳ情報等を活用して、被災地の情報を収集します。

エ　状況に応じては現場写真の撮影や無人航空機等を活用し、被害情報の収集に当たります。

オ　情報収集の留意事項

（ア）町は、被害情報の収集を速やかに行い、知事に報告するものとし、災害情報の収集にあたっては、消防本部及び小川警察署と連絡を密にします。

（イ）被害状況の調査にあたっては、各部の連絡を緊密に行い、調査漏れ及び重複がないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整します。

（ウ）被害世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合し確認します。

（エ）水害による浸水区域については、時刻、現場状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いため、当該地域に詳しい関係者の認定等により概況を把握します。

（オ）全壊、流出、半壊、死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内区域内で行方不明となった者について、小川警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡し

ます。

（２）収集すべき情報

【 発災前に収集すべき情報 】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
予報・警報	○予報及び警報の内容 ○予想される降雨及び災害の程度	発表後 即時	○熊谷地方気象台ホームページ ○(一社)日本気象協会ホームページ ○気象庁防災情報提供システム ○県災害オペレーション支援システム
雨量等の 気象情報の収集	○時間雨量 ○累加雨量 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○洪水警報の危険度分布 ○他市町村の降雨状況	随時	○熊谷地方気象台ホームページ ○県　川の防災情報 ○県　土砂災害警戒情報システム ○気象庁防災情報提供システム ○県災害オペレーション支援システム ○県災害対策課、河川砂防課 ○東松山県土整備事務所 ○熊谷地方気象台ホットライン
	○河川の水位、流量等 時間変化 ○滞水の状況	随時	○町、消防機関の警戒活動要員 ○県　川の防災情報 ○東松山県土整備事務所 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民
発災危険箇所等の情報の収集	○河川の氾濫（溢水、越水、決壊）の予想される時期及び箇所 ○土砂災害の予測される箇所の発災前の前兆現象	異常の 知覚後 即時	○町、消防機関の警戒活動要員 ○警察、県土整備事務所からの情報 ○県　土砂災害警戒情報システム ○気象庁防災情報提供システム ○県　川の防災情報 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民
町民の動向	○自主避難の状況 ○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所等）	避難所 収容の後	○指定緊急避難場所管理者及び担当職員 ○指定避難所担当職員 ○福祉避難所職員 ○消防機関、警察 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民

【 発災後に収集すべき情報 】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
発災情報	○河川の氾濫状況（溢水、越水、決壊箇所、時期等） ○浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ○崖崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ○発災による物的、人的被害に関する情報（特に死者、負傷者等の人的被害に関する情報）	発災状況の知覚後即時	○町、消防機関の警戒活動要員 ○警察、県土整備事務所 ○各公共施設管理者等 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民
	○公共交通施設の被災状況（道路、橋りょう及び鉄道）	被災後、被害状況が把握された後	○町、消防機関の警戒活動要員 ○警察、県土整備事務所 ○鉄道事業者 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民
	○ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設等）	被災後、被害状況が把握された後	○各ライフライン関係機関
町民の動向	○発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、指定緊急避難場所、指定避難所等）	避難所の収容の後	○指定緊急避難場所管理者及び担当職員 ○指定避難所担当職員 ○消防機関、警察 ○行政区、自治会、自主防災組織、町民

（３）被害調査の報告

被害状況の調査は、災害の発生と経過に応じて県に報告するものとし、被害速報及び確定報告に区分します。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁に報告します。

ア　報告すべき災害

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの

（イ）町が災害対策本部を設置したもの

（ウ）災害が２都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（エ）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

（オ）災害による被害が当初は軽微であっても、今後（ア）～（エ）の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

（カ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ　報告すべき事項

（ア）災害の原因

（イ）災害が発生した日時

（ウ）災害が発生した場所又は地域
（エ）被害の程度
（オ）災害に対してとられた措置
　①　本部の設置状況
　②　主な応急措置の状況
　③　その他必要事項
（カ）救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
（キ）その他必要事項

ウ　被害速報

（ア）発生速報

災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報」により県防災行政無線ＦＡＸで報告するものとし、第１順位を県危機管理防災部、第２順位を川越比企地域振興センターとします。

（イ）経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「経過速報」により県防災行政無線ＦＡＸで報告するものとし、第１順位を県危機管理防災部、第２順位を川越比企地域振興センターとします。

エ　確定速報

被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後 7 日以内に文書で報告します。

【 県への報告先 】

	【勤務時間内】 県危機管理防災部 災害対策課	【勤務時間外】 県危機管理防災部 当直	川越比企地域振興 センター
ＮＴＴ回線	電　話　048-830-8181 ＦＡＸ　048-830-8159	電　話　048-830-8111 ＦＡＸ　048-830-8119	電　話　049-244-1110 ＦＡＸ　049-243-1707
県防災行政無線 地上系・衛星系	電　話 （発信特番）-200-6-8181 ＦＡＸ （発信特番）-200-6-8159	電　話 （発信特番）-200-6-8111 ＦＡＸ （発信特番）-200-6-8119	電　話 （発信特番）-272-951 ＦＡＸ （発信特番）-272-950

※防災行政無線の発信特番

・防災電話、防災 FAX から発信　（地上系）　85　（衛星系）　89
・庁舎内線電話から発信　（地上系）＊985　（衛星系）＊989

【 消防庁への報告先 】

	平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話　03-5253-7527 ＦＡＸ　03-5253-7537	電　話　03-5253-7777 ＦＡＸ　03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話　TN-90-49013 ＦＡＸ　TN-90-49033	電　話　TN-90-49012 ＦＡＸ　TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電　話　TN-048-500-90-49013 ＦＡＸ　TN-048-500-90-49033	電　話　TN-048-500-90-49102 ＦＡＸ　TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

２　気象予報・警報等情報の伝達

警報・注意報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、被害の軽減、災害対策活動に繋げます。

（１）気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがある場合には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがある場合には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が二次細分区域（市町村）ごとに発表されます。

また、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、従来の市町村をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

天気予報は一次細分区域（3 区域）に区分して発表されます。

【 小川町の属する区域名 】

一次細区分区域	市町村をまとめた地域名	二次細区分区域
北部	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

【特別警報・警報・注意報の種類と概要 】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）・大雨特別警報（浸水害）・大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記されます。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表されます。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表されます。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表されます。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記されます。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられます。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけます。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。また、発達した雷雲のもとで発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられます。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表されます。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表されます。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表されます。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には早霜や晩霜により農作物への被害が起るおそれのあるときに発表されます。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれのあると予想されたときに発表されます。 具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表されます。

【 水防活動用 】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

（２）特別警報・警報・注意報の発表基準

【 特別警報の発表基準 】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になることが予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【 警報・注意報の種類及び発表基準 】（令和２年８月６日現在）

発表官署　熊谷地方気象台

小川町	府県予報区		埼玉県
	一次細分区域		北部
	市町村等をまとめた地域		北西部
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	23
		土壌雨量指数基準	126
	洪水	流域雨量指数基準	槻川流域＝18.6
		複合基準*1	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	流域雨量指数基準	槻川流域＝14.8
		複合基準*1	槻川流域＝（5，14.8）
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25％　実効湿度 55％	
	なだれ		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*2	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
＊2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

ア　警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報です。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表されます。

イ　地震や火山の降灰等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがあり、このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用が行なわれることがあります。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用されることがあります。

（３）大雨警報・洪水警報の危険度分布等

【 警報の危険度分布等の概要 】

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
宙域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流域の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況におうじて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

（４）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中] の２段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部）

で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県）で発表されます。

（５）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表されます。

ア　記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表されます。

イ　竜巻注意情報

積乱雲のもとで発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一次細分区域単位（北部、南部、秩父地方）で発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間です。

（６）火災気象通報

【 消防法に基づく火災気象通報等 】

種類	内容
火災気象通報 及び 火災に関する警報	気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は次のいずれかの基準に達するか、達すると予想された時とします。 埼玉県知事は、この通報を受けた時は直ちにこれを市町村長に通報します。 1. 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 25%以下 2. 平均風速が 11m/s（秩父地方は 10m/s）以上　ただし、降雨、降雪中は除く 3. 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、かつ、平均風速が 10m/s 以上

（７）土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう市町村単位で発表されます。

なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。

ア　発表基準及び解除基準

（ア）発表基準

① 大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測

値をもとに作成した指標が基準に達した場合

② より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼び掛ける必要がある場合

（イ）解除基準

① 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

② 無降雨状態が長時間続いている場合

（ウ）土砂災害警戒情報伝達系統図

【 土砂災害警戒情報伝達系統図 】

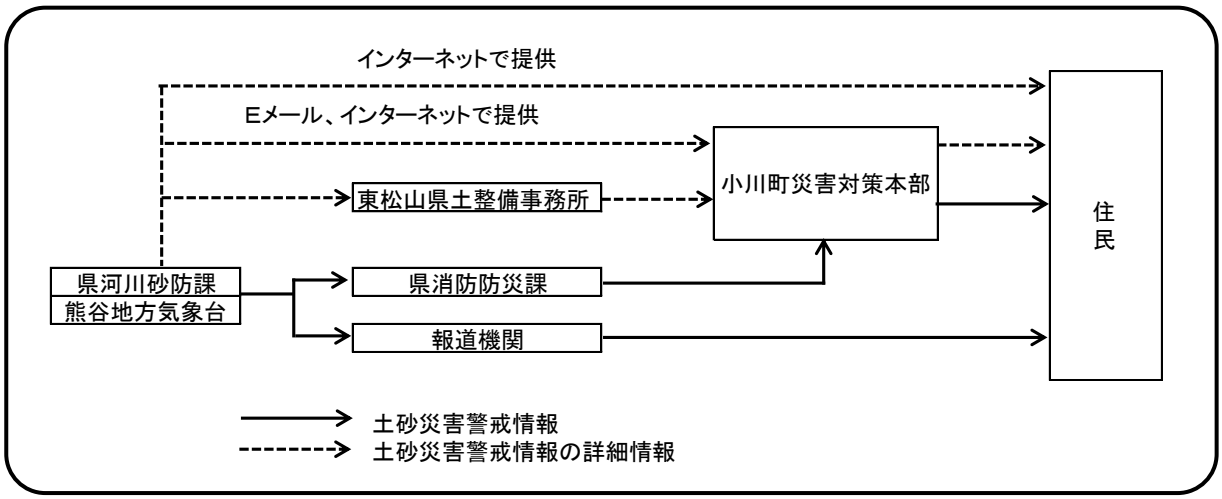

（８）土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報を発表します。

（９）気象警報等の伝達系統

熊谷地方気象台から発せられる気象警報等の伝達系統を以下に示します。

【 気象警報等の伝達系統図 】

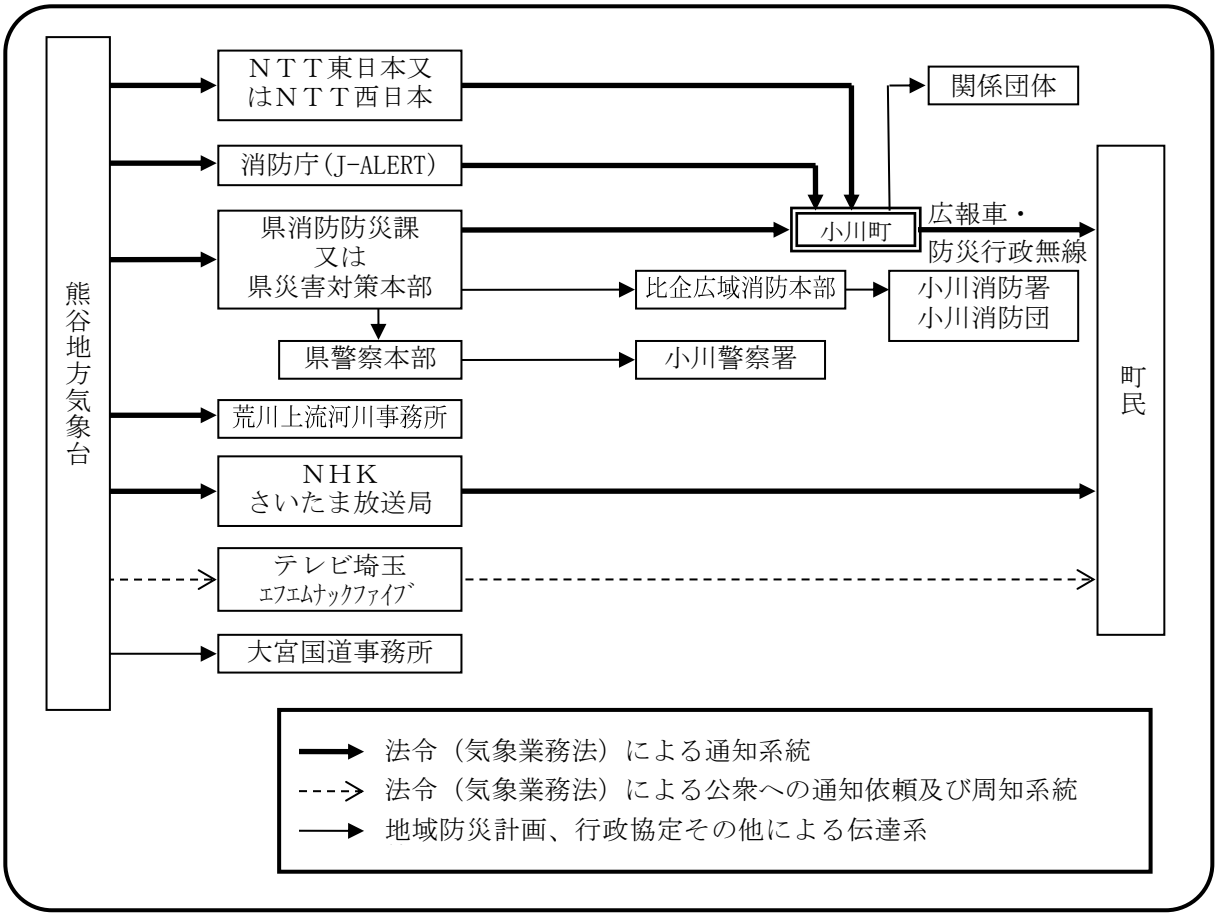

(10) 警報・注意報等の受領及び伝達

気象庁又はその他防災関係機関の発する予報・警報は、総務部が県防災行政無線ＦＡＸ、Ｅメール、電話により受領します。必要に応じて関係団体へ伝達します。待機体制に至っていない場合にあっては、日直者又は警備員が防災地域支援課長に電話等で伝達します。また、伝達責任者を防災地域支援課長とします。

(11) 特別警報

気象に関する特別警報の通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール等により町民へ周知します。

(12) 異常な現象発見時の対応

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅延なくその旨を町長又は警察官に通報しなければなりません。なお、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければなりません。

ア　通報を受けた場合において町長は、気象庁その他防災関係機関に通報を行います。

イ　気象庁への通報は以下のとおりとします。

（ア）気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等

（イ）地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

（ウ）通報先：熊谷地方気象台　電話 048-521-0058

３　水防情報

町域には、水防法及び気象業務法に基づく洪水予報並びに水防警報、水位情報周知の対象となる河川（洪水予報河川・水位周知河川）はありませんが、応急復旧部、消防機関は、町域の主要河川及び既往の浸水区域、土砂災害の危険性が高い地域について巡視活動を実施し、危険な状況の把握に努めます。

４　人的被害情報

大規模災害時には、広域的又は局地的に、多数の傷病者が発生すると予想されることから医療機関等との連携が重要となります。

総務部は、人的被害について各部からの情報、警察署及び消防関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握します。

（１）人的被害の情報源

ア　参集した職員からの情報
イ　町役場、消防署、警察署への町民からの通報
ウ　避難所からの被災者情報
エ　行政区・自治会、自主防災組織等の町民組織からの報告
オ　医療機関からの負傷者救護状況報告
カ　町（福祉医療部）からの死傷者の収容状況の報告
キ　小川警察署からの情報、消防署及びその他の防災関係機関からの報告

（２）人的災害情報の内容

ア　死者の情報
イ　建物倒壊等による生き埋め情報
ウ　傷病者発生情報
エ　要配慮者に係る情報
オ　火災情報
カ　搬送路選定のための道路情報
キ　医療救護機関の開設情報

５　建物被害情報

建物の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施のうえで重要です。このため、総務部及び建物対策部は、町全体の被害状況を速やかに把握します。

６　公共施設被害情報

町が管理する公共施設（建物及び付随する設備）の被害は、所管課が速やかに状況を調査し、写真撮影のうえ記録します。また、県及び国の管理する公共施設の被害につい

ては、総務部が防災関係機関から災害情報を把握します。

７　上下水道・電気・ガス・通信等の被害情報

上水道及び下水道の被害については、上下水道部が被害状況調査を実施し、写真を撮影のうえ記録します。

電気、ガス、通信等の被害については、総務部が防災関係機関から被害状況を把握します。

８　交通施設被害情報

交通施設被害については、応急復旧部が被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得るものとします。

なお、国、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、防災関係機関から被害状況を収集します。

９　商工・農林被害情報

農林業施設、農地、ため池、山林等の被害は、環境対策部が被害状況調査を実施し、写真を撮影のうえ記録する。商工業者の被害は、総務部及び物資部が被害情報を収集します。

第３　町民への広報・広聴（総務部、情報収集財政部）

１　広報活動

（１）広報活動の方針

災害時における町民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を町民に対し迅速かつ的確に周知するよう努めます。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、町民に周知するように努めます。

ア　災害広報の方法

災害に関する情報及び災害対策状況のうち、町民に必要な情報を防災行政無線、緊急速報エリアメール、登録制メール、ＳＮＳ（ツイッター等）、ホームページ、災害情報共有システム（Ｌアラート）、テレビのデータ放送、町の広報車等を活用して実施します。

また、時間の経過とともに変化する町民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、町民等（避難者、避難所外の被災者、町外避難者等）に的確に周知するよう努めます。

（２）初動期の広報

初動期の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接的に広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努めます。

ア　初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施します。

（ア）町民に対する避難情報に関する事項
（イ）県、警察、自衛隊等の防災関係機関の救助活動状況
（ウ）支援情報（避難所、応急救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報等）
（エ）公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
（オ）電話等の通信施設の状況
（カ）電気、ガス、上水道、下水道の状況
（キ）被害状況及び被害拡大防止に関する情報
（ク）流言飛語の防止に関する情報
（ケ）町災害対策本部の災害対策状況

イ　初動期の広報の手段

初動期の広報は、下記の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮します。

（ア）防災行政無線
（イ）緊急速報エリアメール
（ウ）登録制メール
（エ）ＳＮＳ（ツイッター等）
（オ）町のホームページ
（カ）災害情報共有システム（Ｌアラート）
（キ）テレビのデータ放送
（ク）テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
（ケ）町の広報車

（３）生活再開時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施します。

ア　生活再開時期の広報の内容

時間的流れと広報内容の対応は、概ね次のとおりです。

（ア）第１時期（3 日～1 週間程度）

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活及び通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報及び各種行政施策を、指定緊急避難場所及び指定避難所等を中心に広報します。

① 電気、ガス、上水道、下水道、電話等の復旧状況
② 電気、ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
③ 公共交通機関の復旧情報
④ 生活の基礎情報（商店、風呂等の生活情報、行政サービス情報）
⑤ 安否情報

⑥ 相談窓口開設の情報
⑦ ごみの分別、排出方法等の情報

（イ）第２時期（2～3 週間程度）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するため、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報します。

（ウ）第３時期（4 週間目以後）

避難生活から応急仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供します。

① 災害関連の行政施策情報
② 通常の行政サービス情報

イ　生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるため、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報します。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段です。

（ア）避難所内の町民への広報

① 掲示板への掲出
② 広報紙の配布
③ 登録制メール
④ 町のホームページ

（イ）避難所外の町民への広報

① 町のホームページ
② 登録制メール
③ ＳＮＳ（ツイッター等）
④ テレビのデータ放送
⑤ 公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
⑥ 報道機関への情報提供による広報
⑦ 行政区・自治会を経由しての広報紙の全戸配布

２　町民への各種相談窓口

相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部と相互に連携して役場庁舎、公民館等に相談窓口を設け、相談活動を実施します。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じます。

（１）関係機関の連携

被災者の相談のたらい回しを防止するため、窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等について確認、調整を行います。

（２）各種相談窓口の設置

総務部は、被災した町民からの要望、相談等に対し、速やかに関係各部及び関係機関に連絡し、次のような各種相談窓口を設置します。

ア　役場庁舎、公民館等での相談窓口の設置

イ　各避難所の巡回相談

ウ　電話相談窓口の設置

エ　防災関係機関との共同相談窓口の設置

（３）相談の内容

相談の内容は次のとおりとします。

ア　生活再建相談

（ア）罹災証明書の発行

（イ）義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等

（ウ）倒壊家屋の処理

（エ）住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居及び公営住宅のあっせん

（オ）その他生活相談

イ　事業再建相談

町、県及び国による事業再建のための支援事業について、相談及びあっせんを行います。また、県及び国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設けます。

（ア）中小企業関係融資

（イ）農業関係融資

（ウ）その他融資制度

ウ　個別専門相談（法律、医療）

（ア）法律相談

被災に伴って生じる権利義務の法律相談は、司法書士会・行政書士会等の協力を得て相談を行います。

（イ）医療相談

災害に伴う心の悩みを相談するため、医療関係機関の協力を得て、専門の力ウンセラーによる電話相談及び面接相談を行います。

エ　ライフライン相談

ライフラインの被害及び復旧状況についての相談を実施します。電気、ガス、電話等については、関係機関との共同相談窓口を設けます。

オ　消費生活相談

災害の混乱に乗じた悪質商法による消費者問題が考えられるため、司法書士会・行政書士会等の協力を得て相談を行います。

相談処理や事業者の指導にあたっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求めます。

また、消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、町の広報紙や報道機関等の広

報により、悪質商法への注意を啓発します。

カ　安否情報

町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めます。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めます。

また、町民が町外に居住する家族、縁者等に安否を知らせる情報手段として、電気通信事業者が提供する「災害用伝言ダイヤル」・「災害用伝言板」の利用についても併せて広報を行います。

３　広聴活動

災害時には、発災直後から多様な相談、要望、苦情が寄せられるため、町は、関連情報の収集に努めるとともに、被災者の生活再建を支援するため、被災者に対する広聴を実施します。

なお、被災状況により必要であると認められる場合、個別聴取の実施又はアンケート調査員の派遣を行います。また、避難所の町民に関しては、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行います。また、必要があれば県に広聴活動の協力を要請します。

第４　報道機関への情報提供等（総務部）

１　災害情報等の報道要請

災害に関する情報は、本部事務局でとりまとめを行い、総務部は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉及び（株）エフエムナックファイブに対し放送を要請します。ただし、県との通信の途絶等やむを得ない場合は町から直接依頼します。

２　災害情報の提供

総務部は、報道機関用窓口を開設し、災害情報を提供します。

（１）災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に情報を提供する。個人情報の公開については、十分に配慮のうえ実施します。

ア　地域の被害状況等に関する情報

イ　町における避難に関する情報

（ア）避難情報に関すること
（イ）避難施設に関すること
ウ　地域の応急対策活動の状況に関する情報
（ア）応急救護所の開設に関すること
（イ）交通機関及び道路の復旧に関すること
（ウ）電気、ガス、上下水道、電話等の復旧に関すること
エ　その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
（ア）給水及び給食に関すること
（イ）電気、ガス等の復旧による二次災害防止に関すること
（ウ）防疫に関すること
（エ）各種相談窓口の開設に関すること

（２）災害情報の発表

総務部は、一定時間ごとに情報を発表します。

第５　帰宅困難者・要配慮者への広報（総務部、福祉医療部）

１　帰宅困難者への情報提供等

総務部は、県及び防災関係機関と協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等に関する情報、安否を気遣う家族への連絡方法等を提供します。

【 帰宅困難者対策 】

実施機関	項目	対策内容
県	情報提供 広報	○テレビ、ラジオ局への放送依頼 ○報道機関に対し、被害状況及び交通情報を広報 ○危機管理及び災害情報ブログによる情報提供
小川町（総務部）	広報、誘導	○徒歩帰宅者の誘導 ○簡易地図等の配布 ○防災関係機関が提供する情報の周知
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	情報提供 広報	○鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の 情報提供
東武鉄道(株)小川町駅		
東日本電信電話（株） 埼玉事業部	安否確認の 手段提供	○災害用伝言ダイヤル（１７１） ○特設公衆電話の設置等
ＮＴＴドコモ(株) ＫＤＤＩ(株) ソフトバンク(株)	安否確認の 手段提供	○災害用伝言板

２　要配慮者を考慮した広報

聴覚障害者、視覚障害者、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮

者に対しては、障害者支援団体、ボランティア団体等と連携し、適切に情報が伝達されるよう十分配慮した広報に努めます。

（１）聴覚障害者に対しては、ホームページ、広報紙、登録制メール、テレビでの文字放送による広報に努める。

（２）視覚障害者に対しては、防災行政無線、テレビ及びラジオで情報を提供するとともに、可能な限り点字での広報に努めます。

（３）外国人に対しては、公益財団法人埼玉県国際交流協会と県が協働で開設する災害時多言語情報センターを活用し、多言語による広報に努めます

※資料２－６　緊急輸送道路
※資料３－２　災害時における放送要請に関する協定実施要領
※資料３－３　放送要請手続き一覧
※資料５－24　災害時における被災者等相談の実施に関する協定書
※資料５－25　災害時における被災者支援に関する協定書
※資料６－２　発生速報
※資料６－３　経過速報
※資料６－４　被害状況調
※資料６－５　市町村放送要請依頼用紙

第４節　水防・土砂等災害対策

町は、大雨に伴う河川の氾濫による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため水防活動を実施します。また、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりによる土砂災害が発生するおそれがある場合は、速やかな住民への情報の伝達等により、被害の防止に努めます。

第１　水防活動（総務部、応急復旧部、福祉医療部、消防機関、小川警察署）

１　活動体制

町は、水防法に基づく水防管理団体として、町域内において浸水被害等のおそれがある場合は、水防に関する活動を実施します。

また、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、警察、消防機関及び自衛隊の出動を要請します。

２　河川等の監視、警戒活動

（１）監視、警戒活動

総務部は、雨量、河川水位等の情報収集に努めるとともに、応急復旧部及び消防機関は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、東松山県土整備事務所に通報し、必要な措置を求めます。

（２）水防作業の実施

監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、応急復旧部は、東松山県土整備事務所等と連携を図りながら、水防措置を実施します。

（３）水防用資機材の調達

応急復旧部及び消防機関は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合は、関係事業者に要請し、確保調達に努めます。

３　避難の指示・誘導

水害の発生が予想される場合は、第７節「避難対策」により、避難指示・誘導等、必要な措置を講じます。

４　氾濫・決壊時の措置

氾濫・決壊又はこれに準じた事態が発生した場合は、直ちにその旨を東松山県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接水防管理者に通報を行います。

また、必要に応じて小川警察署長に対し、警察官の出動要請を講じます。

第２　土砂災害等の防止（総務部、福祉医療部、応急復旧部、消防機関、小川警察署）

１　情報の収集・伝達

（１）町は、降雨の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めます。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集、

伝達するものとします。

（２）土砂災害の発生が予想される場合は、町民及び防災関係機関等に対し、早急に注意を喚起し、避難情報の発令、伝達、警戒区域の設定等、必要な措置を講じます。

特に、具体的な危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めます。

（３）町は提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミング情報提供を行います。

２　避難の指示・誘導

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合は、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等を合わせて総合的に判断し、第７節「避難対策」により避難指示の発令・誘導を行います。

３　二次災害の防止

町は、県と連携を図りながら、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとします。

（１）降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施

（２）安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施

（３）降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置及び安全に留意した再崩壊防止措置の実施

※資料１－６　土砂災害の前兆現象
※資料１－17　土砂災害警戒区域

第３　竜巻・突風対策（総務部）

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった場合は、町民に対して適切な対処を促すための情報を伝達します。

１　竜巻・突風に対する普及啓発の推進

（１）町及び県は、町民が竜巻・突風等から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適正な対処行動を取るために必要な情報を迅速に発信します。

（２）町は、町民の適切な対処行動を支援するため、町民に適切な情報伝達を行います。

第５節　都市施設の応急対策

災害により都市生活の基盤をなす公共施設ライフラインの都市施設が損壊した場合、町民の生活及び社会活動に極めて大きな影響を与えます。

このため、防災関係機関において相互に連携を図り、応急対策及び広報活動を迅速に実施します。

第１　公共施設（総務部、応急復旧部、建物対策部、各施設管理者）

１　公共建築物

公共建築物は応急対策の活動拠点となることから、被災した場合には、優先的に安全性を調査し、応急対策活動の実施に支障のないよう努めます。

（１）安全性の調査

二次災害の防止を図るため、建築物の安全性を調査し、拠点として使用可能か判断を行います。

（２）優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、優先的に復旧を行います。

（３）応援協力

応急措置を行うにあたり、人員及び資機材が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村等に要請を行います。

２　道路及び橋りょう

道路及び橋りょうは、消防、救援及び救護活動はもとより、物資及び対策要員の輸送施設として重要な役割を果たすことから、応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行うものとします。

（１）国道及び県道

国道及び県道に破損が発見された場合には、東松山県土整備事務所に通報し、応急対策を速やかに実施するよう要請します。

（２）町道

応急復旧部は、町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂、陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講じます。

ア　路面の亀裂及び地割れについては、土砂、砕石等を充てんします。なお、状況によっては仮舗装を行います。

イ　路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により埋土します。

ウ　路面・のり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行います。

エ　崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械により崩壊土の排土作業を行います。

オ　落橋、その危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急・復旧ができないと判断された橋りょうは、小川警察署等の防災関係機関へ連絡のうえ、通行

止め又は交通規制等の必要な措置を講じます。

３　河川

応急復旧部は、河川の堤防、護岸等の被害を発見した場合、東松山県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を実施します。

（１）活動体制

水防管理者である町は、監視及び警戒活動を行い、異常を発見した場合には直ちに東松山県土整備事務所長に報告します。

（２）応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧します。

４　鉄道・バス

鉄道施設が被災した場合については、最寄りの駅又は当該鉄道施設の管理者に通報し、応急対策の実施を促します。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を促します。

【 鉄道・バス施設連絡先 】

施設名	連絡先	電話
東武東上線	東武鉄道㈱　小川町駅	0493-72-0146
	東武鉄道㈱　東武竹沢駅	0493-74-1656
ＪＲ八高線	東日本旅客鉄道㈱　高崎支社	027-320-7111
路線バス（東小川・みどりが丘方面）	川越観光㈱　森林公園営業所	0493-56-2001
路線バス（ときがわ町方面）	イーグルバス㈱	049-226-0111
路線バス（東秩父村方面）		
路線バス（熊谷駅方面）	国際十王交通㈱　熊谷営業所	048-521-3560

５　その他の公共施設

（１）不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期します。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開します。

（２）医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。

施設管理者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じた必要な措置により万全を期するものとします。

（３）社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保します。施設管理者は、職員の状況及び施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。

施設独自での復旧が困難な場合は、防災関係機関に連絡し、救援を要請します。被災しなかった施設は、救援を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

第２　ライフライン（総務部、上下水道部、電力・電話・ガス事業者）

１　上水道

災害による応急給水が長期に及ぶことは、町民生活に重大な影響を与えます。そのため、町は、速やかに取導水施設、浄水施設等の応急対策を講ずるものとします。

（１）被害状況の調査

上下水道部は、速やかに上水道施設の被害状況を調査し、その実態を把握し、的確な応急対策を実施するとともに、復旧計画を立案します。

（２）技術者及び作業員の確保

業者へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求めます。また、技術者が不足する場合は、日本水道協会の会員都市に要請します。

（３）宿舎等の手配

状況により、復旧作業に従事する要員の宿舎、食料、寝具等の手配を行います。

（４）復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配及び不足資材の発注を行います。また、資材が不足する場合は、日本水道協会の会員都市に要請します。

（５）施工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施しますが、主要管路及び重要給水施設に指定された医療救護施設への配水管路から工事を行い６日以内に完了するように努めます。

（６）災害時の広報

災害時の応急給水、応急・復旧対策等の実施状況や活動状況について、適時、広報します。

ア　広報手段

広報車、防災行政無線、登録制メール、ＳＮＳ（ツイッター等）、町のホームページ、テレビのデータ放送、テレビ・ラジオ等の報道機関

イ　広報事項

被害箇所、供給支障の状況、給水場所・給水時間、復旧状況・見通し

２　下水道

下水道施設が被害を受けた場合は、速やかに緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設

等への影響を把握し、必要に応じて緊急措置を講じます。

（１）活動体制

上下水道部及び民間業者において応急・復旧を実施しますが、必要に応じて、埼玉県下水道災害事業本部の協力及び相互応援協定を締結している市町村等に応援を要請します。

（２）緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、ガス、水道等の道路占用者、町民等からの情報、被害発生想定場所を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施します。

（３）緊急措置

緊急措置については、道路及び周辺へ与える影響を考慮し、管きょについては二次災害の発生を防ぐために最低限必要な措置、ポンプ場及び終末処理場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施します。

（４）広報手段

広報車、防災行政無線、登録制メール、ＳＮＳ（ツイッター等）、ホームページ、テレビのデータ放送、テレビ・ラジオ等の報道機関

（５）広報事項

被害箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置、復旧状況・見通し

３　電力

電力施設に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、町は、東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社に通知し、速やかな対応を要請します。

４　電話

電話施設に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、電話施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、町は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部に通知し、速やかな対応を要請します。

５　ガス

災害によりガスの供給に支障が生じ、ＬＰガス、燃焼器具等を調達する必要がある場合、総務部は、一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会東松山支部等に通知し、速やかな対応を要請します。

※資料５－５　日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書
※資料５－７　大規模災害時における相互応援に関する協定書
※資料５－17　災害時におけるＬＰガスの優先供給に関する協定書
※資料５－19　災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書

第６節　救助活動及び医療救護

災害発生時には、広域又は局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されます。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施します。

第１　人命救助活動（消防機関、小川警察署、自衛隊）

１　救急救助の活動方針

（１）救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施します。

（２）重症者優先の原則

救急救助処置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携のうえ、救急救助活動を実施します。

（３）乳幼児及び高齢者優先の原則

負傷者が多数の場合の救急救助活動は、乳幼児及び高齢者等の要配慮者を優先して実施します。

（４）火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を実施します。

（５）救急救助の効率重視の原則

同時に多数の救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先し、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に効率的な救急救助活動を実施します。

２　救急救助の活動体制

（１）発災初期の活動体制

災害発生後、被害状況が把握されるまでの間は、原則として署所周辺の救急救助活動を行い、大規模救助事案の発見、医療機関の受入れ体制を把握し、広域救急救助体制に移行します。

（２）火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救急救助事案が多い場合は、非番員の中から必要に応じた隊数を災害現場に投入し体制を確保します。

（３）救急救助出場

ア　救急救助事案を覚知した場合の措置

救急救助事案を覚知した場合は、本部に報告し、その命令によって出場します。

ただし、通信の輻輳により命令を受けることができない場合は、指揮者の判断により出場し、あらゆる手段により本部に報告します。

イ　救急救助事案を伴う現場への出場措置

救急救助事案を伴う現場への出場は、救命効率を確保するため、救助隊と他の隊が連携して出場します。

ウ　救急救助事案を伴わない現場への出場措置

救助事象の伴わない場合は救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先的に搬送します。

エ　救助出場の優先順位

複数の救助事象を覚知した場合の優先順位は、概ね次によります。ただし、事故の規模等からこれらにより難しいときはこの限りではありません。

（ア）危険物、毒劇物及び可燃性ガスの流出又は漏えい事故

（イ）百貨店等多数の者を収容する建築物の倒壊事故

（ウ）列車及び電車の衝突事故又は転覆事故

（エ）一般建物及び工作物（橋りょう等）の倒壊事故

（オ）崖崩れ等の事故

（カ）その他の事故

オ　救急救助事象の現場に出場途上の留意事項

（ア）火災を現認した場合は、直ちに本部に報告し、消防団及び町民に協力を求めます。

（イ）救助事象を現認した場合、出場先の救助事象よりも重大で優先順位が高い場合は、その内容を本部に報告し、順位の高い現場に出場します。

（ウ）救急救助出場の途上でも、災害事象の発見に努めます。

（４）救助・救急現場活動

ア　救助の順位と効率の重視

救助は、救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽傷者は消防団員及び付近の町民等に協力を求め救出を行います。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救助できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出します。

イ　火災現場付近における救出

救助事象が火災現場付近と、それ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施します。

ウ　消防団員及び町民への協力要請

救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則としますが、これができない場合は、消防団員、付近の町民等に指示し、現場付近の医療救護所又は医療機関に搬送させます。

エ　負傷者の救急搬送

負傷者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送します。

オ　負傷者に対する救急措置

負傷者に対する救急措置は、救命の措置を必要とする者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当とします。

カ　医療救護所の設置

負傷者が多数発生している場合は、現場に医療救護所を設置して救護活動を行います。

（５）救助活動従事者の惨事ストレス対策

救助活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。

（６）災害救助法が適用された場合の費用

町は災害救助に要した経費について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

第２　医療救護（総務部、福祉医療部、保健所、消防機関、比企医師会、日本赤十字社）

大規模災害発生時は、多数の傷病者の発生を見込み、消防機関は、救急救助活動に万全を期します。また、町の災害対策本部及び医療拠点に設置する保健医療調整本部との連携により、迅速な医療救護活動を実施します。

１　初動医療体制

（１）保健医療調整本部の設置

大雨、暴風による大規模な風水害又は土砂災害が発生し、多数の負傷者の発生が見込まれるため、町の災害対策本部が災害医療コーディネーターの助言に基づき必要を認めた場合は、医療拠点（小川赤十字病院）に保健医療調整本部を設置し、保健医療調整本部の指示に基づき医療救護活動を実施します。

（２）保健医療調整本部長の任命

保健医療調整本部長は、小川赤十字病院が選任し、町の災害対策本部長が任命します。なお、保健医療調整本部長は、災害医療コーディネーターが兼ねることができます。

（３）連絡調整員の配置

町の災害対策本部と保健医療調整本部は、相互に連絡調整員を配置し、緊密な連絡調整を実施します。

（４）町内医療機関への要請

町の災害対策本部は、医療拠点（小川赤十字病院）以外の町内医療機関（病院・診療所）の被災状況を確認し、診療行為の継続又は医療班従事への協力を要請します。

ア　被災していない町内医療機関への要請

被災していない町内医療機関に対しては、院内での診療行為の継続を要請し、主に軽症である負傷者の受入れを要請します。また、負傷者の受入状況に応じて医療救護班への従事の協力を求め、医療拠点（小川赤十字病院）への参集を要請します。

イ　被災している町内医療機関への要請

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な町内

医療機関に対しては、医療救護班への従事を求め、医療拠点（小川赤十字病院）への参集を要請します。

（５）医療救護班の編成・派遣要請

町は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認める場合は、比企医師会との協定に基づき医療救護班の編成及び派遣の協力を要請します。

（６）医療救護班の業務内容

ア　傷病者に対する応急措置

イ　トリアージの実施

ウ　搬送不能で生命への危険性が高い重症者等に対する医療

エ　軽症者に対する医療

オ　カルテの作成

カ　医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請

キ　助産救護

ク　死亡の確認

ケ　遺体の検案への協力（必要に応じて）

（７）医療救護所の設置

ア　災害発生直後

発災直後での医療救護所の設置は困難であることから、傷病者が多数の場合は、地域の自主防災組織、事業所等の協力を求め、可能な限り負傷者を医療拠点（小川赤十字病院）へ搬送します。

イ　災害発生後、概ね７２時間以降

保健医療調整本部は、医療救護班の巡回診療による指定避難所のアセスメントを行い、救護所の設置の可否を判断のうえ、医療救護所を設置するものとします。

（８）トリアージの実施

傷病者が多数発生又は、発生していると見込まれる場合は、トリアージを実施するものとします。

（９）消防署救急隊の出動

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動します。

(10) 医薬品等の調達

町の災害対策本部及び保健医療調整本部は、医薬品卸売業者の協力を受け、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を調達します。

ア　医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、物資部、福祉医療部が行います。

イ　血液の供給

医療救護活動において血液が必要な場合、県又は赤十字血液センターに要請します。

２　傷病者の搬送体制

傷病者の医療拠点（小川赤十字病院）への搬送及び後方医療機関（地域災害拠点病院等）への搬送は、次のとおりとします。

（１）医療拠点（小川赤十字病院）への搬送

大規模災害発生時は、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法により搬送します。

ア　自主防災組織、行政区、自治会、事業所等の協力を得て自動車で搬送します。

イ　町内医療機関又は医療救護所が使用している自動車により搬送します。

（２）後方医療機関（地域災害拠点病院等）への搬送

医療拠点（小川赤十字病院）では対応できない重症者を後方医療機関（地域災害拠点病院等）へ搬送する場合は、次のとおりとします。

ア　医療拠点の搬送用車両を使用します。

イ　県にヘリコプターでの搬送を要請します。

３　保健衛生

福祉医療部は、保健所と協力しながら食品衛生監視、栄養指導、メンタルケア対策等、保健衛生活動を実施します。

（１）食品衛生監視

被災状況により必要に応じて県から食品衛生監視班が編成・派遣された場合には、保健所長は、食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を実施します。

ア　救護食品の監視指導及び試験検査

イ　飲料水の簡易検査

ウ　その他食品に起因する被害発生の防止

（２）栄養指導

被災状況により必要に応じて県から栄養指導班が編成・派遣された場合には、福祉医療部及び栄養指導班は次の栄養指導を実施します。

ア　炊き出し、給食施設の管理指導

イ　その他被災者の栄養管理に関すること

（３）メンタルケア対策

福祉医療部は、保健所の協力を得て必要に応じ県に精神保健活動班の編成・派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行い、次のメンタルケア対策を実施します。

ア　発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療

イ　精神科医療機関のあっせん

ウ　精神科医療機関等への搬送手段の確保

エ　町、精神科医療機関及び社会福祉施設との連絡調整

オ　被災者の精神保健福祉相談

４　災害救助法が適用された場合の費用等

災害の事態が急迫して知事による医療及び助産活動の実施を待つことができず、町が医療及び助産活動に着手したときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

※資料２－９－１　小川町臨時ヘリポート候補地
※資料２－９－２　飛行場場外離着陸場
※資料２－14　救急医療機関
※資料２－15　病院、診療所等の医療施設一覧
※資料２－16　埼玉県内の災害拠点病院等
※資料２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧
※資料２－18　福祉避難所一覧

第７節　避難対策

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、危険区域にある町民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図ります。

第１　避難の指示・誘導（総務部、福祉医療部、消防機関、小川警察署）

１　実施責任者

避難の指示についての実施責任者は、次のとおりです。

（１）町長及び水防管理者（町長）

町長及び水防管理者（町長）は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での待避等の緊急安全確保措置の指示を行うものとします。

（２）知事又はその命を受けた職員

ア　知事は、災害の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとします。

イ　知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより、著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立ち退きを指示するものとします。

（３）警察官

警察官は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができます。

（４）自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をするものとします。

【 避難に係る実施責任者 】

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
高齢者等避難	町長	災害宅策基本法第 56 条第 2 項	災害全般
避難指示	知事 その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水 地すべり
	町長	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害全般
	水防管理者（町長）	水防法第 29 条	洪水

	警察官	災害対策基本法第 61 条第 1 項 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条	災害全般

（注）災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施します。

２　防災関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は、避難のための立ち退きの指示をしたときは、次の要領に従って、関係機関に通知又は連絡するものとします。

【 防災関係機関相互の通知及び連絡 】　（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

（１）町長

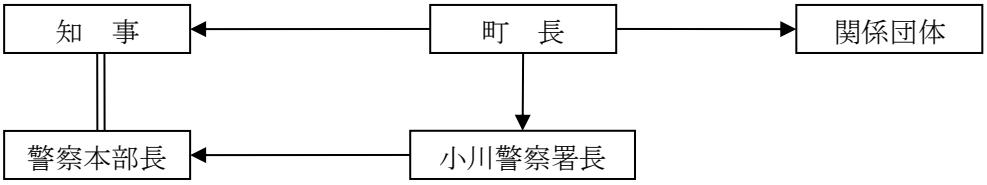

（２）知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

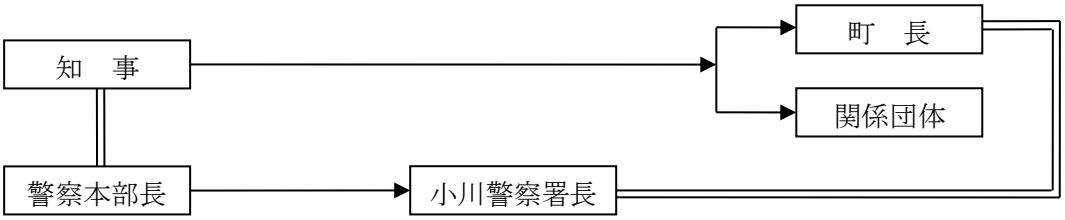

（地すべりの場合）

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

（３）水防管理者

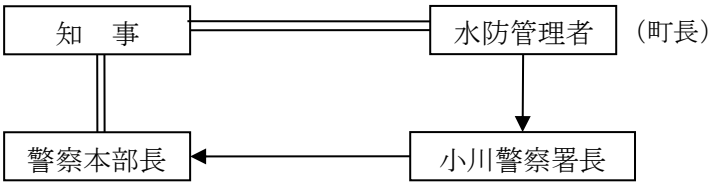

（４）警察官及び自衛官

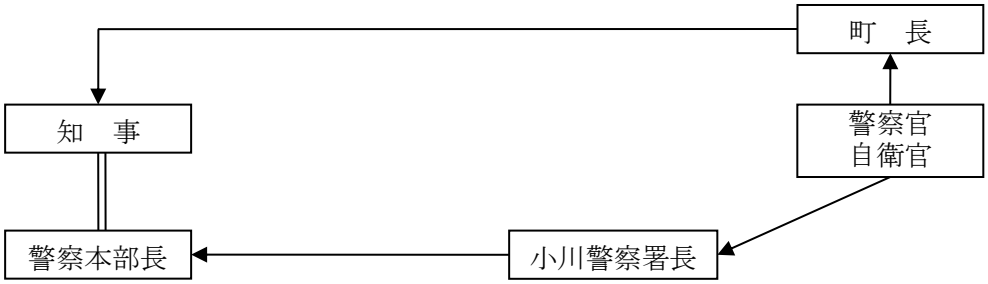

３　水害時における避難情報の発令基準及び伝達方法

（１）町長は、水害が発生するおそれのある場合は、「避難情報の発令基準（水害時)」に基づき、気象予測と河川等の状況を総合的に勘案し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。発令に当たっては、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行います。

（２）避難情報の伝達は、あらゆる手段を活用し、避難対象地域の町民、滞在者等、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意します。また、避難の必要がなくなった場合も同様とします。

ア　防災行政無線
イ　登録制メール
ウ　緊急速報エリアメール
エ　町の広報車による広報
オ　消防団の消防車両による広報
カ　行政区・自治会又は自主防災組織による連絡網
キ　町のホームページ
ク　災害情報共有システム（Ｌアラート）
ケ　ＳＮＳ（ツイッター等）

【 避難情報の発令基準（水害時） 】

	種別	判断基準	伝達内容
警戒レベル３	高齢者等避難	○次のいずれかに該当する場合 １．町内の河川において洪水警報の危険度分布で「警戒（赤)」（警戒レベル 3 相当情報［洪水］）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ２．堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ３．警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	○対象者 ○避難準備すべき理由 ○危険地域 ○避難先

警戒レベル４	避難指示	○次のいずれかに該当する場合 １．町内の河川におて洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫)」が出現した場合（警戒レベル４相当情報［洪水］） ２．堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ３．警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４．警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準１又は２に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	○対象者 ○避難理由 ○危険地域 ○避難先 ○避難経路
警戒レベル５	緊急安全確保	○次のいずれかに該当する場合 【災害が切迫】 １．河川の水位が堤防高又は背後地盤高に到達した場合 ２．堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３．大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）市町村単位で発表されるため、発令対象区域を適切に絞り込む） 【災害発生を確認】 ４．堤防決壊や越水・溢水が発生した場合（発生の把握ができた場合） 注意 　既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済の場合、発令基準の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。	○避難指示に同じ

４　土砂災害時における避難情報の発令基準及び伝達方法

（１）町長は、県及び熊谷地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、気象予測及び

町内の急傾斜地又は渓流等の異常現象を勘案し、「避難情報の発令基準（土砂災害時)」に基づき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

（２）避難情報の伝達は、あらゆる手段を活用し、避難対象地域の町民、滞在者等、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意します。また、避難の必要がなくなった場合も同様とします。

ア　防災行政無線
イ　登録制メール
ウ　緊急速報エリアメール
エ　町の広報車による広報
オ　消防団の消防車両による広報
カ　行政区・自治会又は自主防災組織による連絡網
キ　町のホームページ
ク　災害情報共有システム（Ｌアラート）
ケ　ＳＮＳ（ツイッター等）

【 避難情報の発令基準（土砂災害時） 】

	種別	判断基準	伝達内容
警戒レベル３	高齢者等避難	○次のいずれかに該当する場合 １．大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤)」（警戒レベル３相当情報［土砂災害]）となった場合 ２．警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報［土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	○対象者 ○避難準備すべき理由 ○危険地域 ○避難先

警戒レベル４	避難指示	○次のいずれかに該当する場合 １．土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２．土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル 4 相当情報［土砂災害］）となった場合 ３．警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４．警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５．土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準 1、2 又は 5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。	○対象者 ○避難理由 ○危険地域 ○避難先 ○避難経路
警戒レベル５	緊急安全確保	○次のいずれかに該当する場合 【災害が切迫】 １．大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）市町村単位で発表されるため、発令対象区域を適切に絞り込む） 【災害発生を確認】 ２．土砂災害の発生が確認された場合 注意 発令基準１を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準２の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。	○避難指示に同じ

（３）二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとします。

ア　降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安

全に留意した監視を実施します。

イ　安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施します。

ウ　降雨継続時における崩壊危険箇所とその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置及び安全に留意した再崩壊防止措置を実施します。

エ　町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。

オ　町は、降雨等による土砂災害の発生の防止又は軽減を図るため、土砂災害警戒区域の点検を行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については防災関係機関及び町民に周知を図り、適切な警戒避難等の応急対策を行います。

カ　町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制情報等を適切に提供します。

なお、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行います。

５　警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができます。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行います。また、指示を行った者は、その旨を防災関係機関及び町民に周知します。

【 警戒区域の設定及び指示者 】

状況	措置	指示者	対象者
ア．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第 63、73 条）	ア．立入制限 イ．立入禁止 ウ．退去命令	ア．町長 イ．警察官（注 1） ウ．自衛官（注 3） エ．知事　（注 4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ．水防上緊急の必要がある場合（水防法第 21 条）	ア．立入禁止 イ．立入制限 ウ．退去命令	ア．水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ．警察官（注 2）	水防関係者以外の者
ウ．火災の現場及び水災を除く災害（消防法第 36 条において準用する同法 28 条）	ア．退去命令 イ．立入禁止 ウ．立入制限	ア．消防吏員又は消防団員 イ．警察官（注 2）	命令で定める以外の者

状況	措置	指示者	対象者
エ．生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第４条）	ア．引留め イ．避難 ウ．必要な措置命令	ア．消防吏員 又は消防団員 イ．警察官（注２）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注 1）町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定を職権で行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を職権で行うことができます。
（注 2）ア．に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができます。
（注 3）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、ア.及びイ.がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定を職権で行うことができます。
（注 4）知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければなりません。

６　避難経路及び誘導方法

（１）避難経路

避難経路は、災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定します。

（２）避難の誘導

ア　避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、外国人等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図ります。

イ　安全に避難誘導を行うため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとします。

ウ　山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用します。

（３）避難順位及び携帯品等の制限

ア　避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難が概ね終了した後とするものとします。

イ　携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障がない最小限度のものとします。

なお、これらの内容をあらかじめ町民に周知しておくものとします。

第２　指定緊急避難場所（総務部、教育部）

１　指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため、土砂災害、水害、大規模火災、地震等の災害種別ごとに指定緊急避難場所を開設します。

総務部は、教職員、施設管理者及び行政区・自治会長と互いに連携し、指定緊急避難場所を速やかに開設することができる体制を、あらかじめ構築しておくものとします。

指定緊急避難場所施設内で使用する箇所施設への進入方法等について、あらかじめ定めておくとともに、鍵付きの門扉、ドア等がある場合には、教職員、施設管理者又は行政区・自治会長が不在の場合であっても速やかに進入できるようにします。

２　指定避難所等への移送

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、避難が長期間にわたる場合には、指定避難所を開設し、避難者を移送します。

その際、当該災害の状況及び指定避難所へ至る経路の安全を十分確認したうえで移送を実施します。

また、指定避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする方については、災害対策本部（福祉医療部）が開設の決定をした福祉避難所へ移送します。各避難所から福祉避難所への移送については、家族や支援者が行います。自主防災組織、民生委員、ボランティア、町や防災関係機関は、これを支援します。

第３　指定避難所（総務部、教育部、福祉医療部）

指定避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じるとともに、平常時より指定避難所の管理運営に関するマニュアルを整備するよう努め、マニュアルに即して実施します。

１　指定避難所の開設

町は、現に被害を受け又は、受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するために指定避難所を開設します。

２　指定避難所開設の時期及び基準

（１）指定避難所開設の時期

ア　災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。

イ　指定緊急避難場所として開設していたが、緊急避難者を長時間滞在させる必要が生じたとき。

ウ　その他必要と認めるとき。

（２）開設の基準

ア　警戒体制　第２配備

被害の状況、緊急避難を要する時間を勘案し、必要に応じて開設します。

イ　非常体制

全ての指定避難所を開設します。

なお、指定避難所が災害により使用不可能な場合又は、危険が予測される場合は、付近のより安全な指定避難所を使用します。

３　指定避難所開設の方法

（１）指定避難所開設の公示

本部長は、指定避難所を開設したときは、その旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導して保護しなければなりません。

（２）県への報告

本部長は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告します。

ア　指定避難所開設の目的、日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

４　指定避難所の管理運営

総務部、教育部及び福祉医療部は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を運営します。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行います。

（１）避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料、物資等の需要を把握するものとします。町内で不足が見込まれる場合には県及び近隣市町村に応援要請します。

（２）通信連絡手段の確保

避難所の開設、運営状況等を把握するため通信連絡手段を確保します。

（３）避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとします。運営に際しては、避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置します。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮します。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとします。

避難所の運営にあたっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整えます。

（４）避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとします。

（５）要配慮者及び女性、性的少数者への配慮

ア　要配慮者及び女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努めます。

イ　男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施し、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪等を予防するなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

ウ　福祉相談員、女性の相談員を配置又は巡回させ、要配慮者及び女性のニーズの変

化に対応できるように配慮します。

なお、女性に対する相談員の配置、相談窓口の開設及び運営に際しては、保健師及び男女共同参画推進センター、民間団体を積極的に活用します。

エ　LGBTQ など性的少数者から相談を受ける場合は、プライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意する。

オ　生活が困難と認められる要配慮者は、福祉避難所での受入れを要請します。

（６）要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努めます。

（７）生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮します。そのため、トイレの設置状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の有無及び利用頻度、選択等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（８）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設けます。保健師等による健康相談の実施体制、比企医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとります。

また、要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送、社会福祉施設への入所、福祉避難所への移送、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとります。

（９）避難所における新型コロナウイルス感染症対策等

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」（令和 2 年 5 月埼玉県作成）に沿って、主に以下の対策をとるものとします。

ア　健康状態に合わせた避難場所の確保

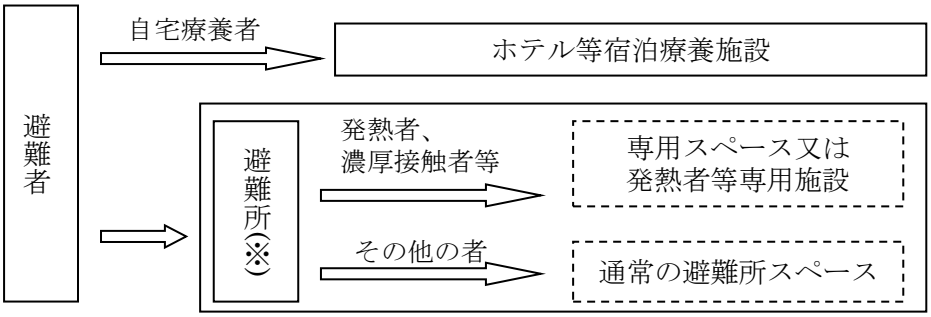

※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

イ　十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

・　体育館が避難所となる学校施設では、校舎棟の多目的教室等の教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

・　県有施設などの活用を検討する。

ウ　避難所受付時のフロー

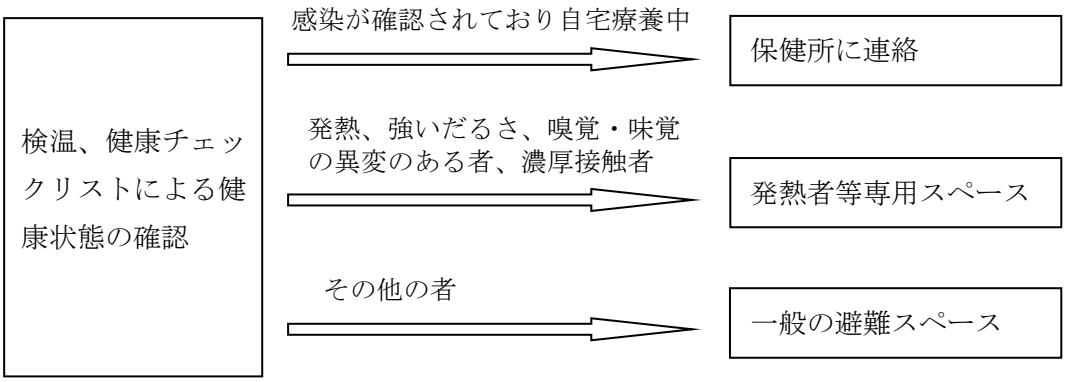

エ　避難所レイアウトの検討

・　世帯間で概ね 2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

オ　避難者の健康管理

・　避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染予防等を図るための体制を整備する。

・　感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。

カ　発熱者等の専用スペースの確保

・　発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

・　発熱者等の専用スペースは、可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

・　発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を可能な限り分けるよう検討する。

キ　物資・資材

・　マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ保護用ガウン、パーティション、簡易ベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

ク　自宅療養者の対応

・　自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は、保健所に連絡するよう事前に東松山保健所から周知する。

・　避難が必要な場合は、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

ケ　住民への周知

広報紙、町ホームページ、SNS 等を活用し、以下の事項を住民に周知する。

・　自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
・　安全が確保できる親戚や知人宅への避難を検討すること
・　マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること　等

コ　感染症対策
・　こまめな換気・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
・　定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に行う）
・　食事時間をずらして密集・密接を避ける。

サ　発熱者等の対応
・　避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受　けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
・　避難者が新型コロナウイルスに感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

シ　車中泊（車中避難）等への対応
・　車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

（10）避難者と共に避難した動物

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く）については、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養できる場所を設けます。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることとします。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとします。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとします。

５　町職員の役割

指定避難所の開設に伴い、避難所担当町職員の内 1 人が避難所運営責任者となります。

６　指定避難所施設職員の役割

（１）学校施設を指定避難所として開設する場合、学校職員及び教員は児童及び生徒の安全確保及び避難を最優先とし、可能な範囲内で指定避難所の開設に協力します。

（２）公民館、図書館、パトリアおがわ（総合福祉センター)、リリックおがわ及びその他町の施設を指定避難所として開設する場合、施設に勤務する町職員又は指定管理者は、利用者の安全確保及び避難を最優先とし、可能な範囲内で指定避難所の開設に協力します。

７　災害救助法が適用された場合の費用

町は災害救助に要した経費について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求します。

８　指定避難所の閉鎖

指定避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖します。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、速やかに知事に報告します。

９　避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとします。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導などを実施します。

第４　福祉避難所（福祉医療部）

高齢者や障害者など、避難生活に特別な配慮を必要とする方々には、それに対応できるきめ細やかな支援体制を有する福祉避難所の設置が必要です。

平常時より指定避難所管理運営に関するマニュアルを整備するように努め、マニュアルに即して実施します。

１　福祉避難所の開設

福祉医療部は、指定避難所での生活において特別な配慮が必要とされる方がいた場合、福祉避難所の開設を調整し、設置します。

２　福祉避難所開設の時期

各指定避難所において、避難所での生活が困難と思われる方がいるとき、災害対策本部に対して福祉避難所開設の要請を行います。要請を受けた福祉医療部は、福祉避難所に指定された施設や町と協定した施設と受入れ可能人数や各施設での受入れ対象者等を決定し、福祉避難所を開設します。

３　福祉避難所での受入れと移送

福祉医療部は、対象者がいる各避難所へ受入れ決定を連絡し、受入対象者とその家族や支援者に了解を得ます。

各避難所から福祉避難所への移送については、家族や支援者が行います。自主防災組織、民生委員、ボランティア、町や防災関係機関は、これを支援します。

４　福祉避難所の運営

（１）受入れた避難者の名簿を作成します。
（２）安定して運営できる職員体制の確立に努めるとともに、スタッフが不足する場合は、ボランティア等の派遣を福祉医療部へ要請します。
（３）食料、水、生活必需品等の不足する物資については、福祉医療部に対して供給を依頼し必要分を確保します。また、その物資等については、適切に管理します。
（４）感染症が流行しないよう防疫対策に努めます。
（５）避難者は、災害により身体的・精神的負担を受け、症状や状態が悪化することもあることから、健康の状態には十分に注意します。また、避難生活により活動力が低下しないよう、身体を動かせる場所の確保に努めます。
（６）避難者の体調が悪化し、医療機関への入院が必要と判断された場合は、消防や医療機関等と連携し、緊急入院をさせます。
（７）福祉避難所内に相談担当者を置くなど、避難者の生活に必要な援助や様々な相談等に対応できるよう体制を整備します。
（８）福祉避難所内の掲示板や館内放送などを活用し、適宜正確な情報提供を行います。
（９）町社会福祉協議会や福祉サービス事業者等とも連携を図り、福祉サービスの提供に努めます。

５　福祉避難所の閉鎖

避難者の撤収が完了し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

※資料２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧
※資料２－18　福祉避難所一覧
※資料５－11　災害時における県立高校の使用に関する覚書
※資料５－31　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
※資料５－32　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
※資料５－34　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

第８節　要配慮者対策

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させます。

第１　避難行動要支援者の避難支援（総務部、福祉医療部）

１　避難行動のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示等を適時適切に発令します。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用した着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう配慮して、その発令及び伝達を行います。

２　避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置します。

避難支援等関係者は、平常時から名簿及び避難計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援を名簿情報に基づいて実施します。

避難行動要支援者名簿等の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿等情報を提供できます。

町は、災害発生時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿等情報の廃棄及び返却等の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。

３　避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施します。

４　名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援、安全確保

妊産婦、乳幼児等は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難の実施等、安全を確保します。

また、外国人及び旅行者については、避難行動に係る支援は比較的不要ですが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施します。

第２　社会福祉施設入所者等の安全確保（総務部、福祉医療部）

１　施設管理者の対応

施設管理者は、職員の動員、参集等の緊急体制をとり、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施します。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、町及び県に協力を要請します。

２　町の対応

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、行政区・自治会、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請します。

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請します。

第３　外国人の安全確保（総務部）

１　安否確認の把握及び避難誘導の実施

（１）安否確認

町は、外国人の安否確認を行い、その調査結果を県に報告します。

（２）避難誘導

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車、防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行います。

２　情報提供及び相談窓口の開設

公益財団法人埼玉県国際交流協会と県が協働で開設する災害時多言語情報センターと連携し、多言語による情報提供と相談を実施します。

（１）情報提供

町は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行います。また、ボランティアの協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報の提供を行います。

（２）相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口開設に努めます。各相談窓口には、職員、ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じます。

第４　避難生活における要配慮者支援（福祉医療部、社会福祉協議会）

１　生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を調査し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。配布を行う場合には、配布場所及び配布時間を一般の避難者とは別に設ける等の配慮を行います。

２　指定避難所における要配慮者への配慮

（１）区画の確保

指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等の配慮を行います。

（２）物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備します。

（３）巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によるチームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施します。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には女性相談窓口を設け、女性相談員及び福祉相談員を配置若しくは巡回させます。

（４）福祉避難所の活用

町は、パトリアおがわ（総合福祉センター）、ココット（子育て総合センター）、民間の社会福祉施設を福祉避難所として活用し、指定避難所での生活が困難である要配慮者を入所させます。

３　指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援

（１）情報提供

町は、在宅や指定避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ、テレビのデータ放送等による情報を随時提供していきます。

（２）相談窓口の開設

町は、庁舎等に相談窓口を設けます。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じます。

（３）巡回サービスの実施

町及び県は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によるチームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施します。

（４）物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給し、確実に供給できるよう配布手段及び方法を確立させます。

（５）福祉避難所の活用

町は、パトリアおがわ（総合福祉センター）、ココット（子育て総合センター）、民間の社会福祉施設を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させます。

４　応急仮設住宅提供に係る配慮

町及び県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努めます。

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入所させる等の配慮に努めます。

第９節　水・食料・生活必需品対策

町は、災害時に必要な水、食料及び生活必需品を備蓄及び調達することにより確保し、速やかに供給します。

第１　給水（上下水道部）

１　給水基準

（１）供給方法

飲料水の供給は、被災地の断水している地域に給水所を設置し、給水タンク積載車により搬送供給を行います。

また、給水所の設置場所及び給水時間に関する情報の広報に努めます。

（２）供給対象者

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者とします。

（３）供給量

ア　災害発生から 3 日間

1 人 1 日 3ℓ を目標とします。　　生命維持に最小限必要な水量（飲料水）

イ　災害発生から 4～10 日

1 人 1 日 20ℓ を目標とします。　　炊事、洗面、トイレ等の最低生活水準を維持するために必要な水量（飲料水、生活用水）

２　給水施設

（１）給水施設の応急対策

給水施設が被災した場合、上下水道部は、直ちに復旧作業に着手し、6 日以内に完了するように努めます。なお、復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、日本水道協会の会員都市に対して応援を要請し、早期復旧に努めます。

（２）災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

３　医療機関等への給水

町は、医療機関が医療を行う際に必要な量の水を供給します。

なお、重要給水施設に指定された医療機関から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とします。

４　その他水源の利用

（１）受水槽水の利用

公共施設の受水槽等に貯留する飲料水を、当該管理者の了解を得たうえで利用します。

（２）井戸水等の利用

井戸等の比較的汚染が少ない水源について、生活水として利用し、飲料水としては、水質検査が実施できた場合に利用します。また、必要に応じて非常用浄水装置を活用します。

なお、井戸の所在確認については、行政区・自治会又は自主防災組織の協力を得るものとします。

（３）災害時協力井戸の利用

災害時における井戸水の給水協力についての協定を締結している井戸を利用します。

（４）埼玉県営水道の利用

県営水道の送水管の空気弁に応急給水装置を設置して給水を行います。

第２　食料の調達及び配給（物資部）

災害時に食料の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対して、速やかに食料を供給できる措置を講じます。

１　対象者

食料については、次の者を対象に供給します。

（１）指定避難所に避難している者

（２）住家が被害を受け、炊事が不可能な者

（３）旅行者、町内通過者等で、他に食料を得る手段のない者

（４）災害応急対策活動従事者

（５）食料の流通機構が一時的に混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

２　食料の調達

町は、食料の迅速かつ的確な配給を行うため、必要な備蓄量を確保します。また、事業者との協定又は、国、県及び他市区町村からの支援により必要量を確保します。

なお、食料集積地は、防災地区拠点となる公民館とします。

（１）調達方法

ア　物資部は、必要数量を把握したうえで、あらかじめ策定した食料調達計画に基づき、食料の調達を行い、これを指定避難所管理責任者へ引渡します。

イ　町長は、災害の状況により備蓄食料、その他米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合、知事に米穀の調達を要請します。

ウ　町長は、交通、通信の途絶、被災地が孤立化する等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付　総合食料局長通知）」に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請して供給するものとします。

（２）食料集積地

【 食料等集積地 】

地区名	名称	所在地	電話
小　川	リリックおがわ１階	大塚 55	72-0342
大　河	大河公民館	腰越 43	72-0031
竹　沢	竹沢公民館	勝呂 799	72-1174
八和田	八和田公民館	上横田 1776	73-0548

３　食料の配給

（１）実施責任者

被災者及び救助従事者に対する食料の供与は、町長が行います（災害救助法が適用された場合も同様とします)。

（２）食料の配給内容

備蓄している食料を配分し、この間に食料の緊急調達を行い、主食として米穀、パン、麦製品等のほか、業者から弁当等を購入して配給します。また、必要に応じて、副食及び調味料等を支給します。

（３）食料の配給方法

ア　物資部は、指定避難所からの要請に基づき、必要数量を把握したうえで、調達食料を指定避難所管理責任者へ引渡します。

イ　食料の供給は、指定避難所内の運営組織、ボランティア、行政区・自治会、自主防災組織の協力を得て実施します。

（４）炊出しの実施方法

物資部は、赤十字奉仕団をはじめとするボランティア団体、行政区・自治会、自主防災組織、学校給食センター等に対して炊出しの協力を要請し、指定避難所又は指定した場所において炊出しを実施します。

町長は、災害により多大な被害を受けたことにより、町において炊出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊出し等について協力を要請します。

（５）実施状況報告

町長は、炊出し、食料及びその他食品の配給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに知事に報告します。

（６）災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

第３　生活必需品の調達及び配給（物資部）

災害時に生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対して、速やかに生活必需品を供給できる措置を講じます。

１　対象者

災害により被服、寝具及びその他の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者を対象とします。

２　生活必需品の調達

町は、生活必需品の迅速かつ的確な配給を行うため、必要量の備蓄物資を確保します。また、災害発生時に町内業者と供給可能となるような協力体制をとります。

なお、生活必需品集積地は、防災地区拠点となる公民館とします。

（１）調達方法

ア　物資部は、必要数量を把握したうえで、生活必需品の調達を行い、これを指定避難所管理責任者へ引渡します。

イ　町長は、災害の状況により生活必需品の調達が困難な場合は、知事に生活必需品の調達を要請します。

（２）生活必需品集積地

【 生活必需品等集積地 】

地区名	名称	所在地	電話
小　川	リリックおがわ１階	大塚 55	72-0342
大　河	大河公民館	腰越 43	72-0031
竹　沢	竹沢公民館	勝呂 799	72-1174
八和田	八和田公民館	上横田 1776	73-0548

３　生活必需品の配給

（１）実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供与は、町長が行います（災害救助府が適用された場合も同様とします)。

（２）供給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行います。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

（３）配給方法

町は、速やかに各物資の調達及び保管数量を確認し、地域ごとに計画を作成します。

本計画に基づいて、各部と緊密な連絡のもとに現地に輸送します。また、個別の配給にあたっては、ボランティア団体、行政区・自治会、自主防災組織の協力を得て遅滞なく行います。

（４）災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

※資料２－20　物資備蓄状況
※資料２－21　貯水施設一覧
※資料２－22　重要給水施設
※資料５－４　災害時における応援協定一覧

第 10 節　住宅対策

町は、災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅等の提供を行い、被災者の生活再建を支援します。

第１　被害建物の応急対策（調査部、建物対策部）

１　建物被害認定調査

町は、災害の被害認定基準（内閣府）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）に基づき被害建物を調査し、罹災原簿を作成します。

２　住宅の応急修理等

町は、民間建築士、民間建築関係組織等の協力を得て、住宅の応急修理及び応急措置に関する指導並びに相談を行います。

（１）応急修理の基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりです。なお、修理結果については、県へ報告します。

ア　応急修理は、災害発生から３か月以内とします。

イ　災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等の日常生活に不可欠な部分について、応急的に修理します。

（２）応急措置に関する指導、相談

ア　落下物等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物、外壁等のはく離、脱落のおそれがある屋外取付け物等の危険防止に関して指導及び相談を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、町民に広報します。

イ　電気、ガス等の設備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、防災関係機関と連絡調整を図るとともに、町民への広報を依頼します。

（３）復旧に関する相談

町は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談並びに助成に関する相談を行います。

（４）災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

第２　応急仮設住宅の建設（建物対策部）

１　応急仮設住宅の設置

（１）設置者

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において設置しますが、直接設置することが困難な場合には、町にその建築を委任する場合があります。

（２）設置場所

応急仮設住宅の設置場所は町有地としますが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結します。

（３）場所の条件

応急仮設住宅の設置場所は、以下の条件を満足する場所とします。

ア　原則として、国、県又は町の公有地

イ　ライフラインが整った場所

ウ　医療、学校、店舗、交通等の生活利便が確保可能な場所

エ　保健衛生上適当な場所

オ　居住地域と隔離していない場所

カ　土砂災害の危険性のない場所（二次災害等の恐れがない場所）

キ　造成が不要な場所

（４）建物の構造及び規模

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行います。

ア　玄関、浴槽等での段差解消、手すりの設置等、できる限り要配慮者に配慮した構造とします。

イ　災害発生の日から 20 日以内に着工します。

ウ　供与期間は、2 年以内とします。

（５）災害救助法が適用された場合の費用等

知事が応急仮設住宅を直接設置することが困難な場合で、その設置等を町長に委任した場合の設置費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

２　民間賃貸住宅の確保

町は、被災者の人数等の被害状況により、協定を締結している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に対し、民間賃貸住宅の情報提供及び住宅の提供について支援を要請します。

３　応急仮設住宅及び民間賃貸住宅の入居

応急仮設住宅及び民間賃貸住宅への入居者の選定について、公平性の確保に努めます。

（１）入居者の選定基準

町は、次の入居基準に従い、入居者を選定するものとします。入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況、ペットの飼育状況等を考慮するとともに、要配慮者に対して配慮するものとします。

ア　住家が全壊、全焼又は流出した者
イ　住家がない者
ウ　自らの資力では住家を確保できない者で、例示すれば次のような者
（ア）生活保護の被保護者及び要保護者
（イ）特定の資産のない失業者
（ウ）特定の資産のない高齢者、病弱者又は障害者
（エ）特定の資産のない母子世帯
（オ）特定の資産のない勤労者及び中小企業者
（カ）前号に準ずる経済的要配慮者

入居者の選定にあたっては、福祉関係者、民生委員・児童委員による選考委員会を設置して選定するものとします。

４　応急仮設住宅の管理

町は、応急仮設住宅維持管理について、町営住宅に準じて行うものとします。

第３　住宅関係障害物の除去（建物対策部）

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている物の除去」をいい、災害による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なります。

住宅関係障害物の除去は次の要領で実施します。

１　実施責任者

町長

２　実施手順

（１）第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施します。
（２）労力又は機械力が不足する場合は、県又は隣接市町村から派遣を求めます。
（３）労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求めます。
（４）効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により協力体制の整備に努めます。

３　除去対象

（１）障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの（居室、炊事場、便所等に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもの）
（２）障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
（３）自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
（４）住家が半壊又は床上浸水したものであること

（５）原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

４　対象者の選定基準

障害物除去戸数は半壊及び床上浸水家屋の数量を把握した上で算定します。（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用します。）

※資料５－９　災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書
※資料５－26　災害救助法による救助の程度、方法及び期間について
※資料６－６　民間賃貸住宅支援要請書

第 11 節　遺体の捜索、処置及び埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行います。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施します。なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図ります。

第１　行方不明者の捜索（総務部、小川警察署、消防機関、自衛隊）

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者の捜索について、災害の状況等を勘案して、警察、消防機関、自衛隊等の防災関係機関及び町民の協力を得て実施します。なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮します。

第２　遺体の処置（総務部、消防機関、小川警察署）

遺体の処置は、総務部を中心にして収容処理班を編成して行います。

１　遺体収容所（検視所及び安置所）の開設

葬祭業者の施設に遺体収容所を開設し、収容処理班を派遣します。

２　相談窓口の設置

町は、行方不明者に関する問合せ等に対応する相談窓口を設置します。

３　遺体の処置

（１）警察は、遺体の検視（見分）を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、町長に引渡すものとします。

（２）必要に応じ、遺体を洗浄、縫合、消毒等の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族又は親族に引渡すものとします。

（３）遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存します。

（４）延焼火災ほかにより身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、葬祭業者の施設に身元不明遺体を収容します。

第３　遺体の埋・火葬（総務部）

１　埋・火葬の手続

（１）身元不明の遺体又は引取り手のない遺体は、警察により引渡しを受けた後埋葬します。

（２）身元不明の遺体については、警察及びその他防災関係機関に連絡し、その調査に当たる。この場合の取扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行います。

２　埋・火葬の方法

（１）埋・火葬は、町が行い、原則として火葬とします。

（２）町の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町村に応援を要請します。

（３）身元の確認が出来ない遺骨は、納骨堂、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引渡します。

３　埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族及び親戚縁者が行うものとしますが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行います。

※資料５－14　災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、
安置、搬送に関する協定書

第 12 節　交通対策

町は、災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共の輸送を確保します。

第１　緊急輸送路の確保（総務部、応急復旧部）

１　道路の被害状況の把握

町は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査し、県に報告します。

２　緊急輸送道路の応急・復旧作業

町は、緊急輸送道路の被害状況をもとに緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整のうえ、応急・復旧作業を実施します。

また、国道及び県道については、総務部を通じて東松山県土整備事務所に応急・復旧措置を速やかに要請します。

なお、効率的な応急・復旧のために、警察本部及び一般社団法人埼玉県建設業協会と復旧区間、復旧車線数、復旧作業の相互応援、協力建設会社との連携等について事前協議を行います。

３　人員及び資機材等の確保

町は、応急・復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業者等との協力体制の強化を図ります。

第２　交通障害物の撤去（応急復旧部）

土砂、立木等の障害物が道路に堆積した場合は、これを速やかに除去し、被災者の救護及び緊急輸送のための交通道路の確保を図ります。

１　障害物の除去

町は、建設業組合、警察、消防機関等の協力を得て作業班を編成したうえで障害物の除去にあたり、必要に応じて町長は、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとします。

なお、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線を優先します。

２　除雪

町道については、町民の協力を得て除雪を実施します。国道及び県道については、東松山県土整備事務所に除雪を依頼します。

３　障害物の集積所

除去した障害物の集積所は、災害発生場所の近くに設けるものとし、交通に支障がな

い町有地を選定します。

なお、町有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することになりますが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとします。

４　放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者（知事又は町長）は、区間を指定して以下の措置を実施します。

道路管理者は、放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要があるとき、他人の土地の一部使用、竹木その他の障害物の処分等を行います。

ア　緊急車両の妨げとなる車両の運転車等に対して移動を命令

イ　運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

第３　通行の禁止又は制限（総務部、応急復旧部）

道路管理者、警察等は、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合は、交通の安全確保のために通行を禁止又は制限して、一般車両の乗り入れを制限し、災害応急対策活動の円滑化及びそれに必要な人員、物資、資機材等の輸送を確保し、あわせて交通の混乱防止を図ります。

１　通行の禁止又は制限

通行の禁止又は制限等の交通規制は、道路の警戒、復旧活動と十分調整を図りながら行うとともに、被災地以外の区域に交通渋滞等を招く可能性があるため、防災関係機関と情報交換及び協議を行い実施します。

【交通規制の実施責任者】

実施責任者	範囲
道路管理者 （知事） （町長）	１　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
公安委員会	１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認める場合 ２　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合であって、適用期間の短いもの
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認める場合

２　う回路の選定

交通規制を実施した場合には、防災関係機関と連絡協議のうえ、う回路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止します。

３　交通規制の標識

交通規制を行った場合には、その対象、区間、期間及び理由を表示した標識等を設置します。ただし、緊急を要する場合で、既定の標識等を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員等が現地において指導する等の措置を講じます。

第４　緊急輸送手段の確保（総務部、情報収集財政部、物資部）

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期します。

１　実施の方法

町は、町有車両の全面的な活用を行い、また、町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図ります。また、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請します。

なお、緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとします。

（１）町民の安全を確保するために必要な輸送
（２）被害の拡大を防止するために必要な輸送
（３）災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

２　輸送手段

町保有の車両、臨時ヘリポート指定地については資料編に示します。

３　緊急通行車両

（１）災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策に使用する車両について、知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けます。
（２）緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先して、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書が交付されます。このため、町は、町有車両について、あらかじめ緊急車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておきます。

４　災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

※資料２－７　小川町保有車両等一覧
※資料２－８　緊急輸送車両の標章
※資料２－９　小川町臨時ヘリポート候補地
※資料５－６　埼玉県防災ヘリコプター応援協定
※資料５－13　災害時における物資の輸送に関する協定書

第 13 節　帰宅困難者対策

災害が発生した場合、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止することにより、駅等で大きな混乱が生じるため、正確な情報の提供、企業・学校等での一時的滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施します。

第１　帰宅困難者への情報提供（総務部、関係事業者）

町及び駅等の施設は、帰宅困難者にとって必要な交通情報、被害状況等の正確な情報を伝達するとともに、問合せに対応する体制を確保します。

１　情報の伝達

情報の伝達にあたっては、駅等の施設における掲示、テレビ・ラジオ局への放送依頼、町のホームページ、緊急速報エリアメール、登録制メール、ＳＮＳ（ツイッター等）、各種の手段を用います。

２　帰宅困難者に伝える情報例

（１）鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
（２）支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）
（３）帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
（４）被害状況に関する情報

第２　一時滞在施設（総務部、関係事業者）

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じて飲料水、食料、毛布等の備蓄物資を提供します。

第３　企業・学校等における帰宅困難者対策（総務部、教育部、関係事業者）

企業、学校等においては、災害時における従業員、児童、生徒等の安全確保及び保護のため、一斉帰宅行動を抑制します。

また、企業等は、訪問者及び利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応が取れるよう対策を検討します。さらに、留まった従業員が可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めます。

第４　徒歩帰宅者に対する支援（総務部、関係事業者）

町は、県及び防災関係機関と協力して、帰宅行動を支援するため、代替輸送の実施、徒歩帰宅者への休憩所等を提供します。

１　休憩所の提供

町、県及び鉄道事業者は、一時滞在施設、指定緊急避難場所又は指定避難所、駅施設等において、徒歩帰宅者を支援するため休憩所、トイレ等の設置を行います。

休憩所においては、鉄道の運行及び復旧状況、バス等による代替輸送手段等の情報の提供を行うとともに、水、食料、簡易地図（徒歩帰宅支援マップ）等の提供、配布を行います。

東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社は、一時滞在施設及び徒歩帰宅者が利用する幹線道路等の照明用電力を優先的に供給します。

２　徒歩帰宅支援ステーション

県は、コンビニエンスストア、ファストフード店、沿道型飲食店等の協力を得て、徒歩帰宅支援ステーションとして協定を締結しています。

帰宅支援ステーションでは、飲料水の提供、トイレの使用、地図等による道路情報、放送等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供等を実施します。

※資料２－19　帰宅困難者一時滞在施設一覧

第 14 節　環境対策

町は、災害に伴って発生した廃棄物、災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理することにより、環境を保全し、修復する必要があります。このため、災害廃棄物処理計画により対応を図ります。

第１　災害廃棄物（ガレキ等処理）（建物対策部、環境対策部）

災害時は、廃棄物が大量に発生することが予想されるため、町は、以下に示す計画に従い廃棄物の処理に必要な対策を図ります。

１　実施体制

災害による建物等の破壊後のガレキ等の処理は、原則として次のように実施します。

（１）住宅及び建築物系(個人及び中小企業)

原則、建物等の所有者が解体及び処理を実施するものとし、町は、処理・処分に関する情報を提供します。

（２）大企業の事業所等

大企業は自己で処理します。

（３）公共施設

施設の管理者において処理します。

２　処理体制の確保

（１）損壊家屋等の調査

町は、建築物被害調査に基づき、損壊家屋等の戸数及び所在をまとめ、総務部を通じて県に報告します。

（２）処理の推進と調整

町は、県、国及び関係者と協力し、環境対策部を中心に災害廃棄物の処理状況を把握するとともに、搬送ルート、仮置場及び最終処分場の確保を図ります。

３　処理対策

（１）仮置場の確保

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとし、廃棄物等を最終処理するまでの間、仮置場に一時的に集積します。

なお、災害廃棄物の仮置場は、町有地等から確保します。

※資料２-27　災害廃棄物仮置場候補地

（２）災害廃棄物の分別処理

災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場に

搬入する。その後、分別した種類ごとに、処理を実施します。

ア　分別処理の方法

（ア）木質系廃棄物

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の分別を実施した後、仮置場に搬入します。

（イ）コンクリート系廃棄物

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物等の分別を実施した後、仮置場に搬入します。

イ　処理方法

（ア）木造家屋の可燃物のうち柱材等は、可能な限りリサイクルするとともに、その他可燃物は小川地区衛生組合等のごみ焼却場で焼却します。また、必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請します。

（イ）不燃物は、同様に小川地区衛生組合等で処理します。

（３）費用の負担

町長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請します。

第２　ごみ・し尿処理（環境対策部）

災害時は、大量のごみの排出が予想されます。また、ライフラインの障害又は施設の被災により、ごみ・し尿の処理が不可能となることも想定されます。

町は、迅速な処理に努めるとともに、応急処理又は応援要請により対応し、環境衛生を保全します。

１　ごみ処理活動

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと損壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講じます。

（１）実施体制

町は、速やかにごみの収集体制を整え、処理施設の復旧状況を踏まえたうえで、遅くとも数日後には収集を開始します。

（２）施設の応急措置

小川地区衛生組合は、災害発生直後に建物及びプラント被害を調査するとともに、液状化、不等沈下等の地盤災害を調査し、必要な応急措置を講じます。

（３）収集方法

ア　ごみ収集計画の広報

ごみ収集計画を行政区・自治会を通じて町民に周知し、規則を守ることについて協力を呼びかけます。

イ　腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、防疫のため、最優先で収集・運搬し、処理施設等へ搬入します。

ウ　ごみの分別

ごみは、適正に処理できるよう分別します。なお、適切な広報により、町民に分別排出を呼びかけます。

エ　夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間におけるごみの収集も実施します。

オ　指定避難所のごみ

指定避難所では、保健衛生面から収集を毎日実施し、段ボール、梱包材料等の一時的に大量排出されるものは、再利用とリサイクルを図ります。

（４）処理等の方法

ア　ごみ処理施設での処理

ごみ処理施設（小川地区衛生組合ごみ焼却場）が受入れ可能となった時点から施設に搬入し、順次処理及び処分します。

イ　周辺市町村へのごみ処理の要請

町長は、処理場が使用不可能となった場合又は処理能力を超えた場合は、近隣市町村に処理の応援を要請します。

２　し尿処理活動

（１）実施体制

速やかに、し尿の収集体制を整え、処理施設の復旧状況を踏まえたうえで、遅くとも数日後には収集を開始します。

（２）施設の応急措置

小川地区衛生組合は、災害発生直後に建物及びプラントの被害を調査するとともに、液状化、不等沈下等の地盤災害を調査し、必要な応急措置を講じます。

（３）収集方法

被災地域の状況に応じて町の許可業者と連携し、指定避難所、被害集中地区、仮設トイレ設置場所を重点的に収集します。

（４）処理等の方法

ア　し尿処理施設での処理

し尿処理施設（池ノ入環境センター）が受入れ可能となった時点から施設に搬入し、順次処理及び処分します。

イ　周辺市町村へのし尿処理の要請

町長は、処理場が使用不可能となった場合又は処理能力を超えた場合は、近隣市町村に処理の応援を要請します。

（５）仮設トイレの設置・管理

ア　指定避難所への仮設トイレの設置

町は、被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所

の状況を判断し、応急仮設トイレを設置します。なお仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うものとします。

イ　在宅者のための仮設トイレの設置

町は、ライフラインの被害に伴い、水洗トイレの使用が不可能となった町民のために、公園等に仮設トイレを設置して、し尿を処理します。

（６）仮設トイレの調達

町は、備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施します。

なお、調達が不可能な場合は、備蓄している汚物処理袋を配布し、指定避難所、自宅、公衆トイレ等で使用させます。

ア　流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達します。

イ　県及び市町村への要請

県及び相互応援協定を締結している市町村へ、備蓄している仮設トイレの借上げを要請します。

（７）仮設トイレの撤去

町は、上水道及び下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合は、撤去を速やかに進め、指定避難所、公園等の衛生向上を図るものとします。

３　応急処理施設の確保

災害により、平常時では排出されない量のごみが排出されるため、町は、状況に応じ、応急処理場の設置及び仮設ごみ集積所の指定を行います。

（１）応急処理場の設置

処理施設が使用不能となった場合、又は処理能力を超えた場合は、原則として近隣の市町村に処理の応援を要請すしますが、状況により、応急処理場を設置します。

（２）応急処理場の選定基準

ア　トラックの通行可能な道路があること

イ　廃棄物を保管できる場所があること

ウ　衛生上支障のない場所であること

（３）応急処理場の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める消毒方法により行います。

（４）仮設ごみ集積所の設置

町は、災害の状況に応じ、仮設ごみ集積所を設置します。

第 15 節　教育福祉対策

学校、社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、安全確保のための応急措置を実施し、早期の再開に努めます。

また、貴重な文化財の被害の拡大防止に努めます。

第１　学校教育の早期再開（教育部）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、児童及び生徒の安全確保を最優先にするものとし、応急措置を迅速かつ的確に実施することにより学校教育の早期再開に努め、教育活動を確保します。

１　災害発生時の対応

学校長は、災害発生直後における児童及び生徒の安否の確認を次の要領で実施します。

（１）勤務時間内に災害が発生した場合

ア　児童及び生徒の安全確保と被害状況の把握

学校長は、災害発生直後、児童及び生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告します。

イ　児童、生徒等の避難

学校長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、児童及び生徒に危険が及ぶと判断したとき、又は避難の指示を受けた場合、児童、生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させます。

ウ　児童及び生徒が被害を受けた場合の措置

児童及び生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関への連絡、救助及び応急手当てを行う等の救出救護に万全を期します。

エ　臨時休業等の措置

学校長は、被害の状況に応じ、教育委員会へ連絡のうえ、臨時休業等の適切な措置を講じます。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告します。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討します。

（２）勤務時間外に災害が発生した場合

ア　被害状況の把握

災害発生後、学校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告します。

イ　児童、生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童、生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認します。

ウ　臨時休業等の措置

学校長は、被害の状況に応じ、教育委員会へ連絡のうえ、臨時休業等の適切な措

置を講じます。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告します。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討します。

２　学校施設の応急・復旧

学校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じます。

（１）学校の応急措置

学校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講じます。

（２）施設の応急・復旧

ア　災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開します。

イ　施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し状況に対応した臨時の体制で教育を再開します。

ウ　応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設します。

エ　上記の応急・復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講じます。

（ア）近隣校との協議及び調整を実施し、教室を確保します。

（イ）学校施設以外の教育施設、公共施設、適切な民間施設等を教室として利用します。

３　応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施します。

（１）応急教育の開始

平常時に策定した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行います。応急教育の開始にあたっては、学校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第、児童、生徒及び保護者に周知します。

また、学校以外の場所において教育を実施する場合は、通常の教育が実施し難いことが予想されますので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努めます。

なお、臨時休業の措置を行った場合、授業のできなかった時間について補修授業等を行うものとします。

（２）応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施します。

ア　臨時休業

イ　合併授業

ウ　分散授業
エ　短縮授業
オ　二部授業
カ　複式授業
キ　ア～カの併用授業

（３）教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施します。

ア　各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整えます。
イ　県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用します。
ウ　県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じます。

（４）学校給食の措置

ア　学校給食の措置

（ア）教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努めます。ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易な給食を実施します。
（イ）保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとします。
（ウ）衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食虫毒の発生の予防に努めます。

イ　学校給食の一時中止

（ア）感染症等の危険の発生が予想される場合
（イ）災害により給食物資が入手困難な場合
（ウ）給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
（エ）その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

（５）その他、生活指導等

ア　登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意します。

イ　心身の健康の保持

被災した児童及び生徒に対しては、被災状況により、保健指導、カウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導します。

ウ　避難した児童及び生徒の指導

避難した児童及び生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努めるとともに、避難先を訪問する等、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努めます。

エ　その他

災害のため、多数の児童及び生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び学期末においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対して要請します。

４　教材、学用品等の調達及び支給

町長は、教科書、学用品等を次の要領で調達及び支給します。

（１）支給の対象

被災したため、就学上必要な教科書及び学用品を喪失又はき損した小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実状に応じて、教科書、教材、文房具及び通学用品を現物をもって支給します。

（２）支給の実施

ア　教科書及び教材の支給

教科書については、町が支給します。

ただし、町において調達が困難な場合は、県に調達を要請します。

イ　文房具及び通学用品の支給

文房具及び通学用品については、町が被害の実情に応じ現物をもって支給します。

（３）支給の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品については、15 日以内とします。

（４）災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の支給に要した費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

第２　社会福祉施設対策（総務部、福祉医療部）

社会福祉施設の入所者及び利用者の安全確保に必要な応急措置を講じます。

１　社会福祉施設の措置

社会福祉施設等の要配慮者を受入れている施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講じます。

（１）安否確認及び所在の把握

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者及び利用者の安全を速やかに確保します。また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握します。

（２）施設の応急措置

施設管理者は、災害発生直後に施設の被害を調査するとともに、液状化、不等沈下等の地盤災害を調査し、必要な応急措置を講じます。また、施設被害状況及び応急措置の内容を、速やかに町に報告します。

（３）生活物資の優先配給

施設管理者は、食料、水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布する。また、施設管理者は、水、食料、生活必需品、介護要員等の不足数について把握し、町又は近隣施設に支援を要請します。

（４）要配慮者の受入れ

施設の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内において援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めます。

（５）施設への町の支援

ア　町長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請します。

イ　町長は、ライフライン復旧までの間、水、食料等の日常生活用品の確保のための措置を講じます。

ウ　町長は、災害ボランティアセンターへの情報提供等により、不足する介護要員等の確保に努めます。

２　応急保育

町立保育園（私立保育園を含む。）は、災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示す応急措置を講じます。

（１）災害時の対応

ア　園長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講じます。

イ　園長は、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を町（総務部）に連絡します。

さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育園の安全を確保します。

（２）応急保育の体制

ア　園長は、園児の被災状況を調査します。

イ　総務部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図ります。

ウ　園長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育園において保育します。

エ　園長は、災害の推移を把握し、総務部と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡します。

（３）育児用品の確保

町は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、乳幼児用肌着等の育児用品を確保します。また、県及び国を通じて、関係業者に協力を要請します。

第３　文化財対策（総務部）

町は、文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講じます。

（１）県及び国の指定文化財は、県教育委員会に報告して指示を受ける。町が管理者となっている文化財は町が応急措置を講じ、また、それ以外の文化財は、管理者又は所有者が応急措置を講じて被害の拡大を防ぐものとします。

（２）応急措置にあたっては、被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示します。

（３）町指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が町教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置します。
（４）移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管します。

※資料２－23　小川町文化財一覧